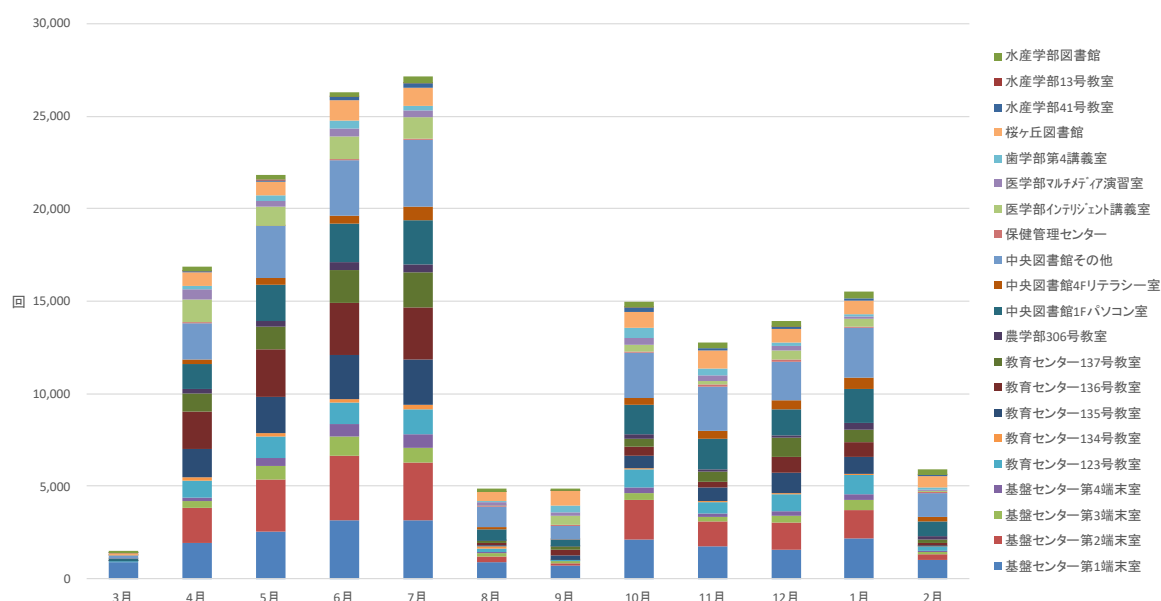

鹿児島大学 学術情報基盤センター 活動報告書 2017 年度

Computing & Communications Center
Kagoshima University
Annual Report 2017



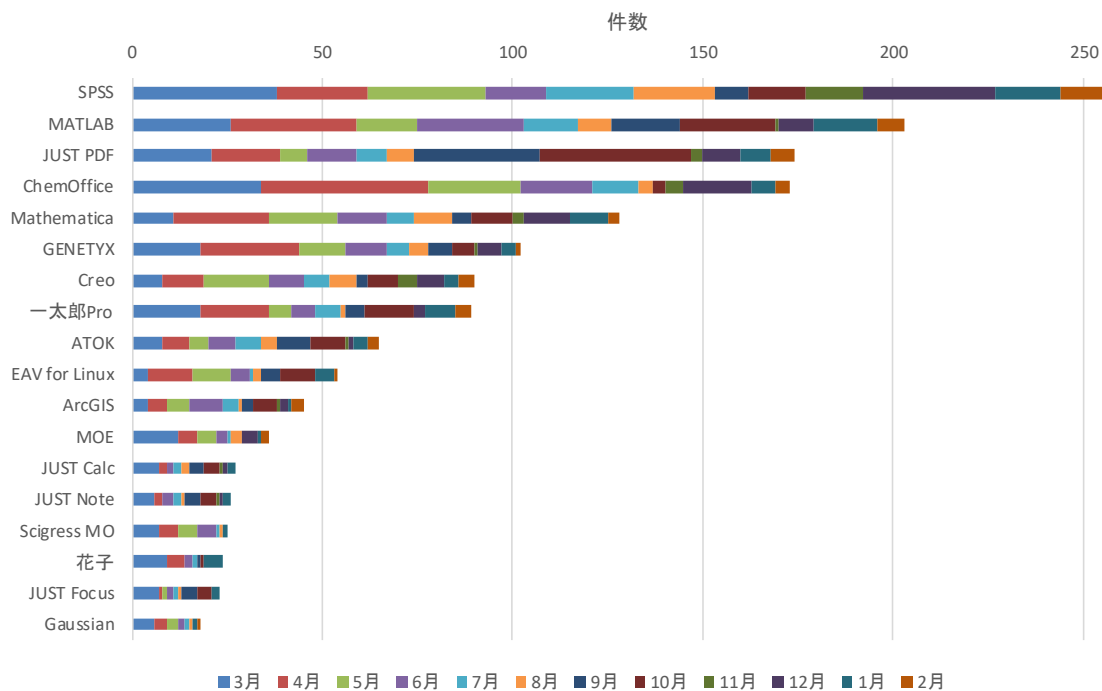
業務報告

教室 PC ログオン回数 (2017年3月~2018年2月)



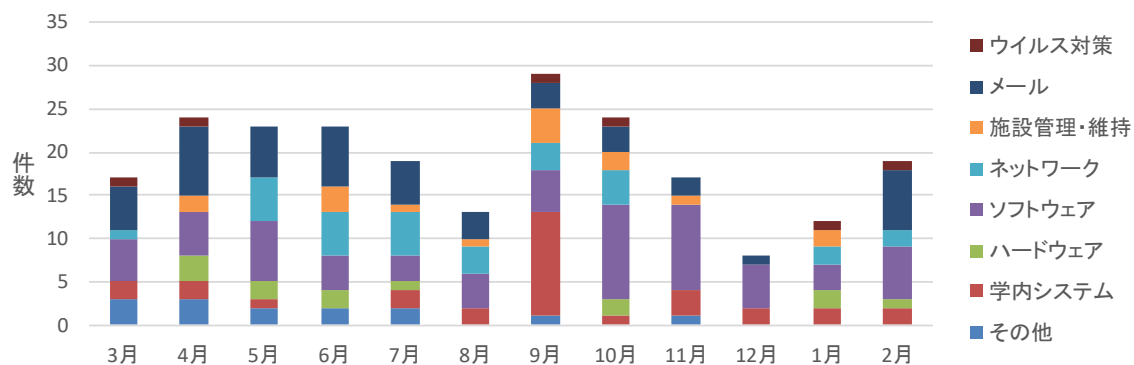
端末室	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	合計
基盤センター第1端末室	904	1,941	2,521	3,175	3,140	900	690	2,149	1,772	1,538	2,162	988	21,880
基盤センター第2端末室	0	1,890	2,815	3,450	3,124	320	137	2,092	1,355	1,470	1,525	333	18,511
基盤センター第3端末室	0	385	740	1,061	836	137	112	410	197	391	575	137	4,981
基盤センター第4端末室	0	173	457	695	714	71	10	301	185	240	311	37	3,194
教育センター123号教室	43	942	1,128	1,149	1,358	230	59	944	645	939	1,031	248	8,716
教育センター134号教室	0	168	216	166	204	64	24	55	66	77	82	22	1,144
教育センター135号教室	0	1,547	1,972	2,423	2,500	85	208	678	735	1,099	934	31	12,212
教育センター136号教室	3	2,018	2,578	2,819	2,826	147	302	497	314	863	745	163	13,275
教育センター137号教室	0	971	1,193	1,740	1,874	91	198	470	515	986	691	148	8,877
農学部306号教室	8	254	293	423	419	18	2	223	158	166	378	166	2,508
中央図書館1Fパソコン室	91	1,319	1,978	2,097	2,385	588	363	1,594	1,627	1,394	1,811	820	16,067
中央図書館4Fリテラシー室	20	263	345	411	713	151	43	371	417	481	630	237	4,082
中央図書館その他	189	1,927	2,816	3,021	3,640	1,091	712	2,427	2,412	2,109	2,702	1,319	24,365
保健管理センター	15	76	37	61	47	35	38	79	96	92	82	68	726
医学部インテリジェント講義室	3	1,240	1,031	1,221	1,155	25	535	362	172	478	371	36	6,629
医学部マルチメディア演習室	3	527	331	433	385	215	155	357	335	239	135	85	3,200
歯学部第4講義室	2	166	273	405	263	11	344	550	394	204	110	72	2,794
桜ヶ丘図書館	100	733	742	1,115	940	533	794	859	941	729	788	667	8,941
水産学部41号教室	2	79	77	168	249	0	18	224	126	156	101	11	1,211
水産学部13号教室	1	41	36	23	12	9	1	2	0	2	0	2	129
水産学部図書館	102	191	235	264	395	150	110	342	312	311	386	346	3,144

ソフトウェア配布サービス申請件数 (2017年3月~2018年2月)



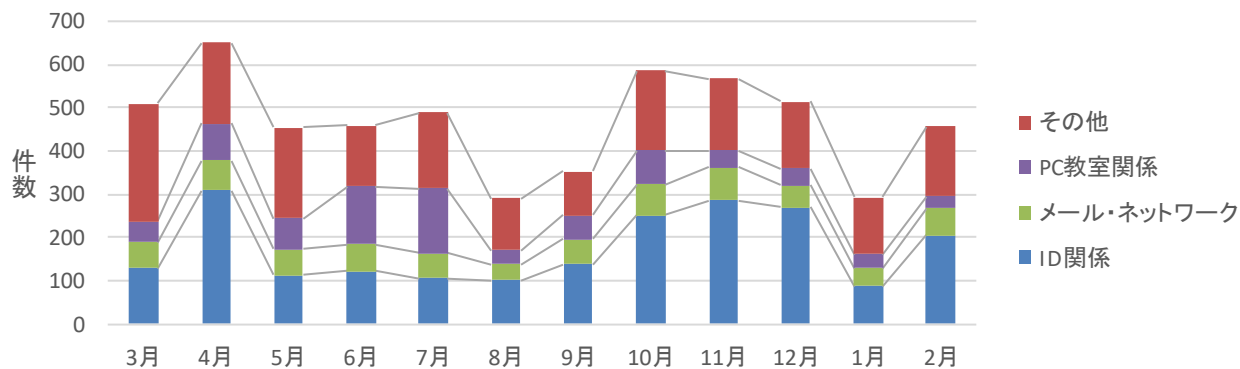
ソフトウェア	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	合計
SPSS	38	24	31	16	23	21	9	15	15	35	17	14	258
MATLAB	26	33	16	28	14	9	18	25	1	9	17	7	203
JUST PDF	21	18	7	13	8	7	33	40	3	10	8	6	174
ChemOffice	34	44	24	19	12	4	0	3	5	18	6	4	173
Mathematica	11	25	18	13	7	10	5	11	3	12	10	3	128
GENETYX	18	26	12	11	6	5	6	6	1	6	4	1	102
Creo	8	11	17	9	7	7	3	8	5	7	4	4	90
一太郎Pro	18	18	6	6	7	1	5	13	0	3	8	4	89
ATOK	8	7	5	7	7	4	9	9	1	1	4	3	65
EAV for Linux	4	12	10	5	1	2	5	9	0	0	5	1	54
ArcGIS	4	5	6	9	4	1	3	6	1	2	1	3	45
MOE	12	5	5	3	1	3	0	0	0	4	1	2	36
JUST Calc	7	2	0	2	2	2	4	4	1	1	2	0	27
JUST Note	6	2	0	3	2	1	4	4	1	1	2	0	26
Scigress MO	7	5	5	5	1	1	0	0	0	0	1	0	25
花子	9	5	0	2	1	0	1	1	0	0	5	0	24
JUST Focus	7	1	1	2	1	1	4	4	0	0	2	0	23
Gaussian	6	3	3	2	1	1	0	0	0	0	1	1	18

IT 相談室対応件数 (2017 年 3 月～2018 年 2 月)



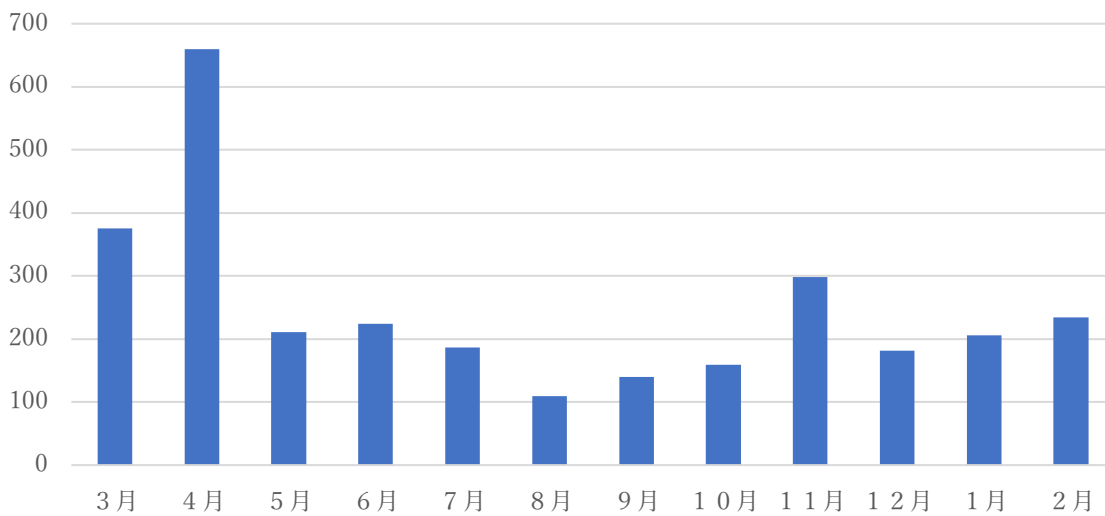
IT相談分類	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月
その他	3	3	2	2	2	0	1	0	1	0	0	0
学内システム	2	2	1	0	2	2	12	1	3	2	2	2
ハードウェア	0	3	2	2	1	0	0	2	0	0	2	1
ソフトウェア	5	5	7	4	3	4	5	11	10	5	3	6
ネットワーク	1	0	5	5	5	3	3	4	0	0	2	2
施設管理・維持	0	2	0	3	1	1	4	2	1	0	2	0
メール	5	8	6	7	5	3	3	3	2	1	0	7
ウイルス対策	1	1	0	0	0	0	1	1	0	0	1	1

業務室窓口対応件数 (2017 年 3 月～2018 年 2 月)



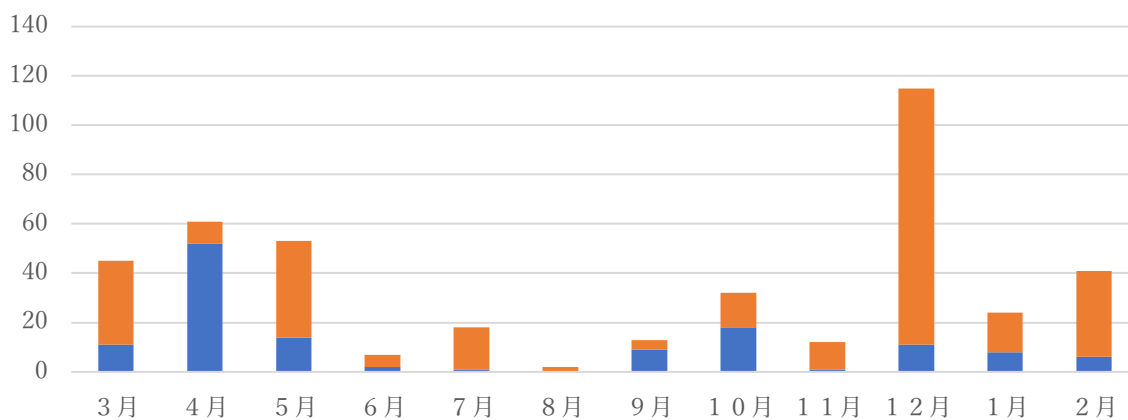
窓口用件	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月
ID関係	128	308	112	122	106	100	138	252	286	269	88	205
メール・ネットワ	61	70	61	62	57	37	58	70	77	52	40	63
PC教室関係	49	87	72	135	150	33	55	80	38	39	33	27
その他	273	185	209	141	176	121	103	185	167	154	132	162

ホスト登録・変更件数 (2017年3月～2018年2月)



	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	合計
2017年度 (件数)	375	660	211	224	187	109	140	159	298	181	206	234	2,984

情報コンセント・FWの設定変更件数 (2017年3月～2018年2月)



■情報
■ファイアウォール
コンセント

2017年度 (件数)		3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	合計
	情報 コンセント	11	52	14	2	1	0	9	18	1	11	8	6	133
	ファイア ウォール	34	9	39	5	17	2	4	14	11	104	16	35	290
	計	45	61	53	7	18	2	13	32	12	115	24	41	423

講習会等開催実績
(2017年3月1日～2018年2月28日)

講習会名	Mathematica ハンズオンセミナー
開催日時	2017年6月13日(火)
開催場所	学術情報基盤センター 第1端末室
対象	学生・教職員
講習内容	<p>本学がサイトライセンス契約を結んでいる数式処理ソフトウェア Mathematica のセミナーを開催します。実際に操作をしながら学ぶハンズオン形式のセミナーとなっています。</p> <p>◆煩わしい手計算はすべて Mathematica におまかせ 線形代数(行列の固有値・固有ベクトル, 特異値分解, etc.) 微分積分, 常・偏微分方程式(解析解, 数値解) 整数論, グラフ理論, 各種最適化</p> <p>◆可視化も簡単 2D, 3D プロット, アニメーション作成 インタラクティブなプロット作成</p> <p>◆データ解析もおまかせ 外部データ(数値, 画像, Excel データ, 音声, etc.)の取り込み, 回帰分析, 統計解析(各種検定, ベイズ統計等) Wolfram Alpha との連携, 計算可能な現実世界のデータにアクセス</p> <p>◆高度な計算もすぐに実践 プログラミング 機械学習(ディープニューラルネットワーク, etc.) グラフィックス・画像処理, 金融工学計算, 並列計算</p> <p>◆クラウド上でも Wolfram 言語 Mathematica Online, Programming Lab, API/Web form の配備, 計算アプリ作成</p>

講習会名	IT スキルアップ研修
開催日時	2017年8月22日(火)・24日(木)
開催場所	学術情報基盤センター 第2端末室
対象	事務系・技術系職員のうち希望者(非常勤職員含む)
講習内容	<p>本学職員の IT スキルの向上を目的として、下記の通りオフィスソフト (Word, Excel, PowerPoint) 活用の研修を開催いたします。</p> <p>▼ 8月22日(火) 9:00～16:00 Excel 活用 関数テクニック編 Excel 2013 の基本機能、および操作を習得されている方を対象に、名簿・積算書など身近に使用している帳票を題材に、演習を中心に関数の活用法を学習する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・VLOOKUP 関数や IF 関数を利用した定型入力シートの作成 ・文字列関数 (MID、LEN、TEXT 関数等) を利用した名簿データの整形手法 ・ピボットテーブルの代わりに SUMIFS 関数等を利用したクロス集計 ・日付関数を利用した在籍期間や年齢及び勤務時間等の計算 ・その他便利なテクニック (定型連続データの自動入力、効率良いセル範囲選択、一行毎にセルを塗り潰す方法、等) <p>※ゴールシークなど分析ツールを使用したデータ解析は扱いません。</p>

	<p>▼ 8月24日(木) 9:00~12:00 Word活用</p> <p>Word 2013 の基本操作ができる方を対象に、事務文書作成時の効率的な設定や操作、および便利な機能について学習する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原議書を使った基礎演習(セルのレイアウト、均等割付、囲み文字、罫線、図表、表、応用テクニック、等) ・背景設定(ページの色、テーマの色、ページ罫線、背景の印刷) ・ページレイアウト(段組み、段区切り、改ページ、セクション区切り) ・長文の作成(見出し、スタイルセット、ページ番号、表紙、目次、高度な検索、等) <p>▼ 8月24日(木) 13:00~16:00 PowerPoint活用 プレゼンテーション資料編</p> <p>PowerPoint 2013 の基本操作ができる方を対象に、効果的なプレゼンテーション資料の作成方法について学習する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・効果的なプレゼンテーション資料の作成(テーマ、バリエーション、SmartArt 変換、グラフ、ビデオ挿入、等) ・特殊効果の設定-1(画面切り替え、効果、サウンド、継続時間、効果の反映と確認、等) ・特殊効果の設定-2(アニメーション、タイミング、等) ・スライドマスターの活用 ・スライドショーと印刷(発表者ビュー、ノート、配布資料、等)
--	--

講習会名	IT パスポート試験対策講座
開催日時	2017年12月5日(火)~2018年1月11日(木)の期間全8回
開催場所	学術情報基盤センター 第4 端末室
対象	学生・教職員
講習内容	<p>ITに関する基礎的な知識を持つことを証明する国家試験「IT パスポート試験」の合格を目指す試験対策講座を、下記の通り開催します。</p> <p>第1回:12月5日(火) 簡単な模試、ストラテジ系1(企業と法務)</p> <p>第2回:12月7日(木) ストラテジ系2(経営戦略)</p> <p>第3回:12月12日(火) ストラテジ系3(システム戦略)</p> <p>第4回:12月14日(木) マネジメント系1(開発技術)</p> <p>第5回:12月19日(火) マネジメント系2(プロジェクト&サービスマネジメント)</p> <p>第6回:12月21日(木) テクノロジ系1(基礎理論)</p> <p>第7回:1月9日(火) テクノロジ系2(コンピュータシステム)</p> <p>第8回:1月11日(木) テクノロジ系3(技術要素)、簡単な模試</p>

学術情報基盤センター行事表

(平成29年)

<4月>

- 12日 キャンパス情報ネットワークシステム定例会
- 12日 電子計算機システム定例会
- 26日 第1回学術情報基盤センター会議

<5月>

- 10日 キャンパス情報ネットワークシステム定例会
- 10日 電子計算機システム定例会
- 18日 大学ICT推進協議会2017年度通常総会及びCIO部会(東京都)
- 25日 第10回情報セキュリティマネジメントシステム(ISMS)研修会(山口大学)(~26日)
- 24日 第2回学術情報基盤センター会議
- 30日 文部科学省関係機関等最高情報セキュリティ責任者会議(東京都)

<6月>

- 7日 第1回学術情報基盤センター運営委員会
- 14日 キャンパス情報ネットワークシステム定例会
- 14日 電子計算機システム定例会
- 21日 第3回学術情報基盤センター会議
- 22日 平成29年度国立大学法人情報系センター協議会総会、センター懇談会(徳島大学)

<7月>

- 6日 第1回情報ネットワーク専門委員会
- 7日 第44回九州大学情報基盤研究開発センター全国共同利用運営委員会(九州大学)
- 12日 キャンパス情報ネットワークシステム定例会
- 12日 電子計算機システム定例会
- 26日 第4回学術情報基盤センター会議

<8月>

- 9日 キャンパス情報ネットワークシステム定例会
- 9日 電子計算機システム定例会
- 22日 ITスキルアップ研修(24日)
- 23日 第5回学術情報基盤センター会議

<9月>

- 1日 2017年度IS研九州ブロック研究会(鹿屋体育大学)
- 13日 キャンパス情報ネットワークシステム定例会
- 13日 電子計算機システム定例会
- 20日 第6回学術情報基盤センター会議
- 25日 第15回ISMS研修会、第12回国立大学法人情報系センター研究集会、第21回学術情報処理研究集会(岡山大学)(~26日)

<10月>

- 6日 平成29年度情報セキュリティ監査担当者研修(東京都)
- 11日 キャンパス情報ネットワークシステム定例会
- 11日 電子計算機システム定例会
- 25日 第7回学術情報基盤センター会議

< 11月 >

- 8日 キャンパス情報ネットワークシステム定例会
- 8日 電子計算機システム定例会
- 22日 第8回学術情報基盤センター会議

< 12月 >

- 4日 ISMS 内部監査
- 13日 キャンパス情報ネットワークシステム定例会
- 13日 電子計算機システム定例会
- 11日 文部科学省関係機関等最高情報セキュリティ責任者会議(東京都)
- 13日 大学 ICT 推進協議会 2017 年度年次大会及びCIO部会(広島市) (~14日)
- 15日 IT パスポート試験対策講座 (~1月11日のうち全8回)
- 20日 第9回学術情報基盤センター会議

(平成30年)

< 1月 >

- 10日 キャンパス情報ネットワークシステム定例会
- 10日 電子計算機システム定例会
- 12日 第2回情報ネットワーク専門委員会
- 18日 第3回情報ネットワーク専門委員会
(メール会議~24日)
- 24日 第10回学術情報基盤センター会議

< 2月 >

- 7日 キャンパス情報ネットワークシステム定例会
- 7日 電子計算機システム定例会
- 21日 第11回学術情報基盤センター会議

< 3月 >

- 8日 ISMS 更新審査 (~9日)
- 14日 キャンパス情報ネットワークシステム定例会
- 14日 電子計算機システム定例会
- 28日 第12回学術情報基盤センター会議

研究報告

研究業績一覧

2013年4月～2018年3月分

学術情報処理研究部門

論文著書

- ・ 山之上 卓, 古屋 保, 下園 幸一, 小田 謙太郎, 升屋 正人, 森 邦彦, 情報倫理ビデオと情報セキュリティ監視サービスと ISMS を組み合わせた大学の情報セキュリティ強化, 学術情報処理研究, Vol.17, pp.99-106, 2013 年
- ・ 山之上卓, 古屋保, 下園幸一, 小田謙太郎, 升屋正人, 森邦彦, 情報倫理ビデオと情報セキュリティ監視サービスと ISMS を組み合わせた大学の情報セキュリティ強化, 学術情報処理研究, No. 17, pp. 99-105, 2013 年
- ・ 古屋保, 森邦彦, 遺伝的アルゴリズムによる低解像度 QR コード画像の復元, 第 14 回情報科学技術フォーラム 講演論文集 第 3 分冊, pp. 237-238, 2015 年
- ・ 升屋正人, 下園幸一, 高橋至, 相羽俊生, 古屋保, 小田謙太郎, 森邦彦, 教育支援機能を強化したキャンパス情報ネットワークの構築, 大学情報システム環境研究, Vol. 19, pp. 45-54, 2016 年
- ・ 相羽俊生, 川原智徳, 高橋至, 小田謙太郎, 古屋保, 下園幸一, 佐藤豊彦, 升屋正人, 森邦彦, 学内サーバの脆弱性診断と診断結果の解析方法, 学術情報処理研究, No.20, pp. 105-111, 2016 年

学会発表

- ・ 宮ヶ迫渉, 森邦彦, 古屋保, サーバーサイドスクリプトを用いた画像処理アプリケーションライブラリ, 平成 25 年度電気関係学会九州支部連合大会(第 66 回連合大会), 2013 年 9 月 (熊本)
- ・ 郭崇, 森邦彦, 古屋保, BBS システムの系統的設計手法, 平成 25 年度電気関係学会九州支部連合大会(第 66 回連合大会), 2013 年 9 月 (熊本)
- ・ 永野亮雲, 森邦彦, 古屋保, 遺伝的アルゴリズムによる自然な二値画像の生成, 2013 九州 PC カンファレンス in 鹿児島大学, 2013 年 11 月 (鹿児島)
- ・ 郭崇, 森邦彦, 古屋保, CassandraDB の分散処理性能, 平成 26 年度電気・情報関係学会九州支部連合大会(第 67 回連合大会), 2014 年 9 月 (鹿児島)
- ・ 川添将太, 森邦彦, 古屋保, CassandraDB Web 管理ツール, 平成 26 年度電気・情報関係学会九州支部連合大会(第 67 回連合大会), 2014 年 9 月 (鹿児島)
- ・ 永野亮雲, 森邦彦, 古屋保, GA による高品位二値画像の生成, 平成 26 年度電気・情報関係学会九州支部連合大会(第 67 回連合大会), 2014 年 9 月 (鹿児島)
- ・ FIT2015 第 14 回情報科学技術フォーラム, 国内会議, 2015 年 09 月, 遺伝的アルゴリズムによる低解像度 QR コード画像の復元, (東京)
- ・ 高木豊, 森邦彦, 小田謙太郎, 仮想通貨アドレスの真正性の検証, 平成 28 年度電気・情報関係学会九州支部連合大会(第 69 回連合大会), 2016 年 9 月(宮崎)
- ・ 中山 翼, 森邦彦, 小田謙太郎, IOT デバイスのための近距離デバイス間位置推定, 平成 28 年度電気・情報関係学会九州支部連合大会(第 69 回連合大会), 2016 年 9 月(宮崎)
- ・ 木藤洋輔, 森邦彦, 小田謙太郎, メディアの影響力に注目したネット言論形成のモデル化と定量的分析, 平成 28 年度電気・情報関係学会九州支部連合大会(第 69 回連合大会), 2016 年 9 月(宮崎)
- ・ 夏山聡史, 森邦彦, 小田謙太郎, 膨大なファイル数に対応したファイルシステムの設計, 平成 28 年度電気・情報関係学会九州支部連合大会(第 69 回連合大会), 2016 年 9 月(宮崎)
- ・ ビットコインアドレスの真正性の検証, 平成 29 年度電気・情報関係学会九州支部連合大会(第 70 回連合大会), 2017 年 09 月(沖縄)
- ・ メディアの影響力に注目したネット言論形成のモデル化と定量的分析, 平成 29 年度電気・情報関係学会九州支部連合大会(第 70 回連合大会), 2017 年 09 月(沖縄)
- ・ モバイルデバイスの自己位置推定, 平成 29 年度電気・情報関係学会九州支部連合大会(第 70 回連合大会), 2017 年 09 月(沖縄)
- ・ ベクトル方向性フィルタによるノイズ除去, 平成 29 年度電気・情報関係学会九州支部連合大会(第 70 回連合大会), 2017 年 09 月(沖縄)

- Web サーバの公共化, 平成 29 年度電気・情報関係学会九州支部連合大会(第 70 回連合大会), 2017 年 09 月(沖縄)

情報システム開発部門

論文著書

- 和田智仁, 下園幸一, 升屋正人, 自転車競技のインターネットライブ中継, 大学情報システム環境研究, Vol.16, pp.51-61 (2013).
- 升屋正人, 特別招待講演 小規模離島におけるブロードバンドの整備と利活用, 電子情報通信学会技術研究報告, Vol.113, No.114, pp.69-74 (2013).
- 升屋正人, 室屋孝英, 下園幸一, コネクション分割による TCP スループット向上システムの仮想化環境における評価, 大学情報システム環境研究, Vol.17, pp.58-66 (2014).
- Takashi Yamanoue, Kentaro Oda, Koichi Shimozono, A Malicious Bot Capturing System using a Beneficial Bot and Wiki, The Journal of Information Processing(JIP), Vol.21, No.2, pp.237-245 (2013).
- 山之上 卓, 杉田 裕次郎, 小荒田 裕理, 小田 謙太郎, 下園 幸一, デスクトップ画像共有システムのための、トーナメントアルゴリズムを使った負荷分散機構, マルチメディア, 分散, 協調とモバイル(DICOMO2013)シンポジウム講演論文集, pp.429-434 (2013).
- 山之上 卓, 古屋 保, 下園 幸一, 小田 謙太郎, 升屋 正人, 森 邦彦, 情報倫理ビデオと情報セキュリティ監視サービスと ISMS を組み合わせた大学の情報セキュリティ強化, 学術情報処理研究, Vol.17, pp.99-106 (2013).
- 山之上 卓, 小田 謙太郎, 下園 幸一, 小荒田 裕理, 中大規模会議用携帯クラウドコンピューティング環境の概念, 第 12 回情報科学技術フォーラム講演論文集, Vol.L-026, pp.275-280 (2013).
- 山之上 卓, 小田 謙太郎, 下園 幸一, Wiki で設定やプログラムを記述可能なセンサネットワークシステム, 情報処理学会研究報告, Vol.2013-IOT-23, No.2, (2013).
- 升屋正人, 室屋孝英, 下園幸一, コネクション分割による TCP スループット向上システムの仮想化環境における評価, 大学情報システム環境研究, Vol.Vol. 17, pp.58-66 (2014).
- Takashi Yamanoue, Kentaro Oda, Koichi Shimozono, Experimental Implementation of a M2M System Controlled by a Wiki Network, Applied Computing and Information Technology, Studies in Computational Intelligence, Springer, Vol.553, pp.121-136, (2014)
- Yamanoue, T., Koarata, Y., Oda, K., Shimozono, K, A Technique to Assign an Appropriate Server to a Client, for a CDN Consists of Servers at the Global Internet and Hierarchical Private Networks, Proc. of The 38th Annual International Computer Software & Applications Conference (COMPSAC2013/ADMNET WS) , pp.90-95 (2014).
- Takashi Yamanoue, Soshi Tetaka, Kentaro Oda, Koichi Shimozono, Portable Cloud Computing System - A System which Makes Everywhere an ICT Enhanced Classroom, Proceedings of the 42th annual ACM SIGUCCS conference on User services, Salt Lake City, Utah, US, (2014).
- Takashi Yamanoue, Keiichiro Yoshimura, Kentaro Oda, Koichi Shimozono , A Wearable LED Matrix Sign System Which Shows a Tweet of Twitter and Its Application to Campus Guiding and Emergency Evacuation, Proceedings of the 43rd annual ACM SIGUCCS conference on User services, 2015 年 09 月
- Yoshiaki Kasahara, Takuya Kawatani, Eisuke Ito, Koichi Shimozono , Optimization of Storage Quota Based on User's Usage Distribution, Proceedings of the 2015 IEEE 39th Annual Computer Software and Applications Conference Workshops , 2015 年 07 月
- 升屋正人, 下園幸一, 高橋至, 相羽俊生, 古屋保, 小田謙太郎, 森邦彦, 教育支援機能を強化したキャンパス情報ネットワークの構築, 大学情報システム環境研究, Vol. 19, pp. 45-54, 2016 年
- 相羽俊生, 川原智徳, 高橋至, 小田謙太郎, 古屋保, 下園幸一, 佐藤豊彦, 升屋正人, 森邦彦, 学内サーバの脆弱性診断と診断結果の解析方法, 学術情報処理研究, No.20, pp. 105-111, 2016 年

国際学会

- Takashi Yamanoue, Tamotsu Furuya, Koichi Shimozono, Masato Masuya, Kentaro Oda, Kunihiko Mori, Enhancing information security of a university using computer ethics video clips, managed security service and an information security management system, Proceedings of the 41th annual ACM SIGUCCS conference on User services, Chicago, Illinois, US, pp.101-104 (2013).

- Takashi Yamanoue, Soshi Tetaka, Kentaro Oda, Koichi Shimozono, Portable Cloud Computing System - A System which Makes Everywhere an ICT Enhanced Classroom, Proceedings of the 42th annual ACM SIGUCCS conference on User services, Salt Lake City, Utah, US. (2014)
- Yamanoue, T., Koarata, Y., Oda, K., Shimozono, K, A Technique to Assign an Appropriate Server to a Client, for a CDN Consists of Servers at the Global Internet and Hierarchical Private Networks, Proc. of The 38th Annual International Computer Software & Applications Conference (COMPSAC2013/ADMNET WS) , pp.90-95 (2014)
- Takashi Yamanoue, Keiichiro Yoshimura, Kentaro Oda, Koichi Shimozono , A Wearable LED Matrix Sign System Which Shows a Tweet of Twitter and Its Application to Campus Guiding and Emergency Evacuation, Proceedings of the 43rd annual ACM SIGUCCS conference on User services, 2015年09月
- Yoshiaki Kasahara, Takuya Kawatani, Eisuke Ito, Koichi Shimozono , Optimization of Storage Quota Based on User's Usage Distribution, Proceedings of the 2015 IEEE 39th Annual Computer Software and Applications Conference Workshops , 2015年07月

学会発表

- 升屋正人, 特別招待講演 小規模離島におけるブロードバンドの整備と利活用, 電子情報通信学会通信方式研究会, 2013年7月(沖縄).
- 室屋孝英, 下園幸一, 升屋正人, “TCP 分割機構によるスループットの向上”, 情報処理学会九州支部若手の会セミナー, 2014年9月, (阿蘇市)
- Takashi Yamanoue, Kentaro Oda, Koichi Shimozono, a Loosely Coupled M2M System Using Arduino, Android and Wiki Software, The 38th IEEE Conference on Local Computer Networks (LCN), 2013年10月(Austria).
- 升屋正人, 室屋孝英, 下園幸一, コネクション分割による TCP スループット向上システムの仮想化環境における評価, 国公立大学情報システム研究会総会, 2014年3月(大阪).
- 山之上 卓, 小荒田 裕理, 片桐 太樹, 小田 謙太郎, 下園 幸一, HTML5 技術を利用した授業や会議向けデスクトップ画面実時間配信システムとその管理システムの試作, 情報処理学会インターネットと運用技術(IOT)研究会報告, 2014年6月(新潟)
- 鹿毛健広, 下園幸一, 升屋正人, “TCP スループット測定に用いる転送データサイズに関する検討”, 情報処理学会九州支部若手の会セミナー, 2014年9月(宗像市)
- 山口裕之, 下園幸一, 升屋正人, “TCP スループット向上に用いる単独 PEP に最適な輻輳制御方式”, 情報処理学会九州支部若手の会セミナー, 2014年9月(宗像市)
- Takashi Yamanoue, Keiichiro Yoshimura, Kentaro Oda, Koichi Shimozono , A Wearable LED Matrix Sign System Which Shows a Tweet of Twitter and Its Application to Campus Guiding and Emergency Evacuation, Proceedings of the 43rd annual ACM SIGUCCS conference on User services, 2015年09月(アメリカ合衆国)
- Yoshiaki Kasahara, Takuya Kawatani, Eisuke Ito, Koichi Shimozono , Optimization of Storage Quota Based on User's Usage Distribution, Proceedings of the 2015 IEEE 39th Annual Computer Software and Applications Conference Workshops , 2015年07月(台湾)
- 時間付きマルコフモデルを用いたシステム異常検知に関する一検討, 2015年電子情報通信学会ソサイエティ大会, 国内会議, 2015年09月(東北大学)
- コネクション分割による TCP スループット向上システムの構築と評価, 2015年情報処理学会 第31回 IOT 研究会, 国内会議, 2015年09月(宮崎大学)
- 時間付きマルコフモデルを用いた障害検知手法の提案, 情報処理学会 第32回 IOT 研究会, 国内会議, 2016年03月(虹の松原ホテル)
- 既存マスメディアのインターネット上での影響力調査, 日本ソーシャルデータサイエンス学会第2回シンポジウム, 国内会議, 2016年03月(鹿児島大学)
- 時間付きマルコフモデルを用いた障害検知に関する一検証, 2016年電子情報通信学会総合大会, 国内会議, 2016年03月(九州大学)
- 鹿児島大学の認証の現状, 学認 CAMP2016, 国内会議, 2016年10月(名古屋大学)

- ・ 学生の携帯端末を活用した大規模教室向け学生応答システム, 火の国情報シンポジウム 2017, 国内会議, 2017年03月(鹿児島大学)

情報メディア基盤部門

論文著書

- ・ Takashi Yamanoue, Kentaro Oda, Koichi Shimozono, A Malicious Bot Capturing System using a Beneficial Bot and Wiki, The Journal of Information Processing(JIP), Vol.21, No.2, pp.237-245 (2013).
- ・ 深田昭三, 中村純, 岡部成玄, 布施泉, 上原哲太郎, 村田育也, 山田恒夫, 辰己丈夫, 中西通雄, 多川孝央, 山之上卓, 大学生の情報倫理にかかわる判断と行動, 日本教育工学会論文誌, Vol.37, No.2, (2013).
- ・ 山之上卓, 杉田裕次郎, 小荒田裕理, 小田謙太郎, 下園幸一, デスクトップ画像共有システムのための、トーナメントアルゴリズムを使った負荷分散機構, マルチメディア, 分散, 協調とモバイル(DICOMO2013)シンポジウム講演論文集, pp.429-434 (2013).
- ・ 山之上卓, 樋高想士, 小林幸司, 小荒田裕理, 片桐太樹, 小田謙太郎, 下園幸一, ポータブルクラウドの試作, 情報処理学会研究報告, Vol.2013-IOT-22, No.12, (2013).
- ・ Takashi Yamanoue, Kentaro Oda, Koichi Shimozono, An Inter-Wiki Page Data Processor for a M2M System, 4th International Conference on E-Service and Knowledge Management (ESKM 2013), Matsue, Japan., (2013).
- ・ 山之上卓, 小田謙太郎, 下園幸一, 小荒田裕理, 中大規模会議用携帯クラウドコンピューティング環境の概念, 第12回情報科学技術フォーラム講演論文集, L-026, pp.275-280 (2013).
- ・ 山之上卓, 小田謙太郎, 下園幸一, Wiki で設定やプログラムを記述可能なセンサネットワークシステム, 情報処理学会研究報告, Vol.2013-IOT-23, No.2, (2013).
- ・ 山之上卓, 古屋保, 下園幸一, 小田謙太郎, 升屋正人, 森邦彦, 情報倫理ビデオと情報セキュリティ監視サービスと ISMS を組み合わせた大学の情報セキュリティ強化, 学術情報処理研究, No.17, (2013).
- ・ Takashi Yamanoue, Tamotsu Furuya, Koichi Shimozono, Masato Masuya, Kentaro Oda, Kunihiko Mori, Enhancing information security of a university using computer ethics video clips, managed security service and an information security management system, Proceedings of the 41th annual ACM SIGUCCS conference on User services, Chicago, Illinois, US, pp.101-104 (2013).
- ・ Naoto Matsumoto, Shunsuke Fujieda, Kensuke Miyashita, Takashi Yamanoue, Examples of Disaster Recovery Activities Using Information and Communication Technology in Japan, Workshop on Resilient Internet-Based Systems (REIS) 2013, The 9th International Conference on SIGNAL IMAGE TECHNOLOGY AND INTERNET BASED SYSTEM, Kyoto Nov. 2013. , (2013).
- ・ 樋高想士, 山之上卓, 小田謙太郎, 下園幸一, 携帯端末利用者のための会議・授業の支援システムーポータブルクラウド, 情報処理学会研究報告インターネットと運用技術(IOT), Vol.2014-IOT-24, No.1-5, (2014).
- ・ 片桐太樹, 小田謙太郎, 下園幸一, 山之上卓, 樋高想士, クラウドと強化現実を組み合わせた書写練習システム, 研究報告インターネットと運用技術(IOT), Vol.2014-IOT-24, (2014).
- ・ Takashi Yamanoue, Kentaro Oda, Koichi Shimozono, Experimental Implementation of a M2M System Controlled by a Wiki Network, Applied Computing and Information Technology, Studies in Computational Intelligence, Springer, Vol.553, pp.121-136 (2014).
- ・ 升屋正人, 下園幸一, 高橋至, 相羽俊生, 古屋保, 小田謙太郎, 森邦彦, 教育支援機能を強化したキャンパス情報ネットワークの構築, 大学情報システム環境研究, Vol. 19, pp. 45-54, 2016年
- ・ 相羽俊生, 川原智徳, 高橋至, 小田謙太郎, 古屋保, 下園幸一, 佐藤豊彦, 升屋正人, 森邦彦, 学内サーバの脆弱性診断と診断結果の解析方法, 学術情報処理研究, No.20, pp. 105-111, 2016年

学会発表

- ・ Takashi Yamanoue, Kentaro Oda, Koichi Shimozono, Demonstration of a Loosely Coupled M2M System Using Arduino, Android and Wiki Software, LCN 2013, The 38th IEEE Conference on Local Computer Networks (LCN), 2013年10月(Sydney, Australia).
- ・ 高木豊, 森邦彦, 小田謙太郎, 仮想通貨アドレスの真正性の検証, 平成28年度電気・情報関係学会九州支部連合大会(第69回連合大会), 2016年9月(宮崎)

- ・ 中山 翼, 森邦彦, 小田謙太郎, IOT デバイスのための近距離デバイス間位置推定, 平成 28 年度電気・情報関係学会九州支部連合大会(第 69 回連合大会), 2016 年 9 月(宮崎)
- ・ 木藤洋輔, 森邦彦, 小田謙太郎, メディアの影響力に注目したネット言論形成のモデル化と定量的分析, 平成 28 年度電気・情報関係学会九州支部連合大会(第 69 回連合大会), 2016 年 9 月(宮崎)
- ・ 夏山聡史, 森邦彦, 小田謙太郎, 膨大なファイル数に対応したファイルシステムの設計, 平成 28 年度電気・情報関係学会九州支部連合大会(第 69 回連合大会), 2016 年 9 月(宮崎)
- ・ ビットコインアドレスの真正性の検証, 平成 29 年度電気・情報関係学会九州支部連合大会(第 70 回連合大会), 2017 年 09 月(沖縄)
- ・ メディアの影響力に注目したネット言論形成のモデル化と定量的分析, 平成 29 年度電気・情報関係学会九州支部連合大会(第 70 回連合大会), 2017 年 09 月(沖縄)
- ・ モバイルデバイスの自己位置推定, 平成 29 年度電気・情報関係学会九州支部連合大会(第 70 回連合大会), 2017 年 09 月(沖縄)
- ・ ベクトル方向性フィルターによるノイズ除去, 平成 29 年度電気・情報関係学会九州支部連合大会(第 70 回連合大会), 2017 年 09 月(沖縄)
- ・ Web サーバの公共化, 平成 29 年度電気・情報関係学会九州支部連合大会(第 70 回連合大会), 2017 年 09 月(沖縄)

科学研究費補助金

- ・ 日本学術振興会科学研究費・基盤 C, プロアクティブエラープロファイリングによる実行時エラーの原因推定に関する研究(小田謙太郎), 2017 年度～2019 年度, 2210 千円

設計創作

- ・ ソーシャルメディアシステム及びプログラム, 小田謙太郎他, 特開 2017-187995

学術情報基盤センター

関連規則

国立大学法人鹿児島大学情報企画室設置要項

平成 21 年 3 月 22 日
学長裁定

(設置)

第 1 国立大学法人鹿児島大学（以下「本学」という。）に、本学の情報に関する企画立案及び実施の充実を図るため、その中枢的機能を果たす組織として国立大学法人鹿児島大学情報企画室（以下「室」という。）を置く。

(情報化統括責任者等)

第 2 本学の情報化に関する業務の責任者として情報化統括責任者を置き、学長が指名する理事をもって充てる。

2 情報化統括責任者を支援・助言するための情報化統括責任者補佐を置き、学長が指名する者をもって充てる。

(業務)

第 3 室は、次に掲げる事項の企画立案又は実施の業務をつかさどる。

(1) 全学的な高度情報化の企画推進に関すること。

(2) 全学的な情報システムの整備に関すること。

(組織)

第 4 室は、次に掲げる者をもって組織する。

(1) 学長が指名する理事

(2) 副学長及び学長補佐のうちから学長が指名する者

(3) 附属図書館長

(4) 学術情報基盤センター長

(5) 学術情報基盤センターの専任教員から選出された者 若干名

(6) 総務部長

(7) 学術情報部長

(8) その他学長が必要と認めた者

2 前項第 5 号及び第 8 号の者の任期は 2 年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の補欠の者の任期は、前任者の残任期間とする。

(室長等)

第 5 室に室長を置き、学長が指名する者をもって充てる。

2 室に副室長を置き、学長が指名する者をもって充てる。

(プロジェクトチーム)

第 6 室に第 3 に定める業務を行うために、プロジェクトチームを置くことができる。

2 プロジェクトチームの組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

(事務)

第 7 室に関する事務は、総務部情報企画課において行う。

(雑則)

第 8 この要項に定めるもののほか、室の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要項は、平成 18 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この要項は、平成 18 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この要項は、平成 18 年 5 月 12 日から実施する。

附 則

この要項は、平成 19 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この要項は、平成 19 年 5 月 16 日から実施する。

附 則

この要項は、平成 21 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この要項は、平成 22 年 7 月 13 日から実施する。

附 則

この要項は、平成 22 年 7 月 1 日から実施する。

○国立大学法人鹿児島大学情報企画推進委員会規則

平成 18 年 3 月 15 日
規則第 18 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、国立大学法人鹿児島大学組織規則(平成 16 年規則第 1 号)第 21 条第 3 項の規定に基づき、国立大学法人鹿児島大学情報企画推進委員会(以下「委員会」という。)の組織及び運営について、必要な事項を定める。

(組織)

第 2 条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 学長が指名する理事
- (2) 副学長及び学長補佐のうちから学長が指名する者
- (3) 各学部、附属病院、大学院理工学研究科、大学院医歯学総合研究科、大学院臨床心理学研究科及び大学院連合農学研究科から選出された教授 各 1 名
- (4) 附属図書館長
- (5) 学術情報基盤センター長
- (6) 共通教育センター長
- (7) 総務部長
- (8) その他第 1 号の理事が必要と認める者

2 前項第 3 号及び第 8 号に規定する委員は、学長が任命する。

3 第 1 項第 3 号及び第 8 号に規定する委員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員を生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(任務)

第 3 条 委員会は、次に掲げる事項の調整及び評価を行う。

- (1) 全学的な高度情報化の推進に関すること。
- (2) 全学的な情報システムの整備に関すること。
- (3) 情報セキュリティに関すること。

(委員長)

第 4 条 委員会に委員長を置き、第 2 条第 1 項第 1 号の委員をもって充てる。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代行する。

(議事)

第 5 条 委員会は、委員の過半数の出席により成立し、議事は、出席委員の過半数をもって決する。ただし、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第 6 条 委員会が必要と認めたときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(専門委員会)

第 7 条 委員会に、専門的事項を調整及び評価するため、専門委員会を置くことができる。

2 専門委員会の組織及び運営に関し、必要な事項は、委員会が別に定める。

(事務)

第 8 条 委員会に関する事務は、総務部情報企画課において処理する。

(雑則)

第 9 条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

1 この規則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

2 国立大学法人鹿児島大学情報基盤委員会規則(平成 16 年 4 月 1 日制定)は、廃止する。

附 則

この規則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

1 この規則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

2 この規則の施行前に委員となった助教授は、その任期の満了の日まで引き続き委員とする。

附 則

この規則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 19 年 5 月 24 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 19 年 11 月 28 日から施行し、平成 19 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この規則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

1 この規則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

2 国立大学法人鹿児島大学教育・研究総合データベース管理委員会規則(平成 18 年規則第 5 号)は、
廃止する。

附 則

この規則は、平成 22 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 28 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

(趣旨)

第 1 条 この規則は、鹿児島大学学則(平成 16 年規則第 86 号)第 7 条第 2 項の規定に基づき、鹿児島大学学術情報基盤センター(以下「センター」という。)に関し必要な事項を定める。

(目的)

第 2 条 センターは、鹿児島大学(以下「本学」という。)の学内共同教育研究施設として情報通信基盤を支え、本学の情報環境の高度化を推進するとともに、これらに係る研究開発を行うことを目的とする。

(業務)

第 3 条 センターにおいては、次に掲げる業務を行う。

- (1) 高速・高信頼性ネットワークの研究開発に関すること。
- (2) キャンパス情報ネットワークの運用管理に関すること。
- (3) 学外の情報通信ネットワークとの連携及びその利用支援に関すること。
- (4) 情報セキュリティに関すること。
- (5) マルチメディアコンテンツの作成、蓄積及び発信の研究開発に関すること。
- (6) 教育・研究用計算機システムの運用管理に関すること。
- (7) 学術情報データベース構築、学術情報発信及び研究コンテンツの研究開発に関すること。
- (8) 附属図書館・総合研究博物館などにおける学術情報システムの開発運用に関すること。
- (9) 本学の事務処理効率化のための情報化支援に関すること。
- (10) 本学と地域、他大学又は他研究機関との情報通信技術を活用した連携に関すること。
- (11) 本学の情報システム及びデータベースの企画及び開発運用に関すること。
- (12) 情報通信技術を用いた本学の教育の情報化支援に関すること。
- (13) その他センターの目的を達成するために必要なこと。

(研究部門)

第 4 条 センターに以下の研究部門を置く。

- (1) 情報メディア基盤部門
- (2) 学術情報処理研究部門
- (3) 情報システム開発部門

(運営)

第 5 条 センターの運営に関する重要事項を審議するため、鹿児島大学学術情報基盤センター運営委員会(以下「運営委員会」という。)を置く。

2 運営委員会の組織及び運営については、別に定める。

(職員)

第 6 条 センターに、次に掲げる職員を置く。

- (1) センター長
- (2) 副センター長
- (3) 専任教員
- (4) その他必要な職員

2 前項第 3 号及び第 4 号の職員は、センター長の命を受け、センターの業務に従事する。

(センター長)

第 7 条 センター長は、本学の専任の教授のうちから、副学長(企画担当)の推薦により、学長が選考する。

2 センター長は、センターの業務を掌理する。

3 センター長の任期は 2 年とし、再任を妨げない。ただし、センター長に欠員を生じた場合の補欠のセンター長の任期は、前任者の残任期間とする。

(副センター長)

第 8 条 副センター長は、本学の専任の教授又は准教授のうちからセンター長が推薦し、学長が選考する。

2 副センター長はセンター長の職務を補佐する。

3 副センター長の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、副センター長に欠員が生じた場合の補欠の副センター長の任期は、前任者の残任期間とする。

(兼務教員)

第9条 センターに、兼務教員を置くことができる。

2 兼務教員は、所属部局長を経て申し出のあった者について、学長が兼務を命ずる。

3 兼務教員の任期は2年とし、再任を妨げない。

(協力研究者)

第10条 センターに、学外の協力研究者を置くことができる。

2 協力研究者は、運営委員会の議を経て、センター長が委嘱する。

(事務)

第11条 センターに関する事務は、総務部情報企画課において処理する。

(雑則)

第12条 この規則に定めるもののほか、センターに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。

2 この規則の施行前に在職するセンター長は、この規則により選考されたセンター長とみなし、その任期は、第6条第3項本文の規定にかかわらず、平成17年3月31日までとする。

3 この規則の施行後、最初に任命される副センター長の推薦は、第7条第1項の規定にかかわらず、前項に規定するセンター長が行うものとし、その任期は、第7条第3項本文の規定にかかわらず、平成17年3月31日までとする。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成18年10月27日から施行し、平成18年10月1日から適用する。

附 則

1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。

2 この規則の施行前に在職する副センター長は、その任期の満了の日まで引き続き副センター長となる。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成22年1月29日から施行する。

附 則

この規則は、平成22年7月1日から施行する。

附 則

1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。

2 この規則の施行後、最初のセンター長は学長が指名した者をこの規則により選考したものとみなす。

○鹿兒島大学学術情報基盤センター運営委員会規則

平成 21 年 3 月 27 日
規則第 12 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、鹿兒島大学学術情報基盤センター規則(平成 16 年規則第 94 号)第 5 条第 2 項に基づき、鹿兒島大学学術情報基盤センター運営委員会(以下「運営委員会」という。)の組織及び運営について、必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第 2 条 運営委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 学術情報基盤センター長(以下「センター長」という。)
- (2) 各学部、附属病院、大学院理工学研究科、大学院医歯学総合研究科、大学院臨床心理科学研究科、大学院連合農学研究科及び共通教育センターの教授、准教授又は講師のうちから選出された教員 各 1 名
- (3) 学術情報基盤センター(以下「センター」という。)の専任教員
- (4) 総務部長
- (5) その他委員会が必要と認めた者

2 前項第 2 号及び第 5 号の委員の任期は、2 年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員を生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(審議事項)

第 3 条 運営委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) センター諸規則の制定及び改廃に関する事項
- (2) センター運営の予算に関する事項
- (3) その他センターに関する重要事項

(委員長)

第 4 条 運営委員会に委員長を置き、センター長をもって充てる。

2 委員長は、運営委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名した委員がその職務を代行する。

(議事)

第 5 条 運営委員会は、委員の過半数の出席により成立し、議事は、出席委員の過半数をもって決する。ただし、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(代理出席)

第 6 条 第 2 条第 1 項第 2 号に規定する委員が事故のため出席できないときは、代理の者を出席させることができる。

(委員以外の者の出席)

第 7 条 運営委員会が必要と認めるときは、委員以外の者を出席させることができる。ただし、この出席者は、議決に加わらない。

(事務)

第 8 条 運営委員会の事務は、総務部情報企画課において処理する。

(雑則)

第 9 条 この規則に定めるもののほか、運営委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 22 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 24 年 6 月 21 日から施行し、平成 24 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この規則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

国立大学法人鹿児島大学情報企画室プロジェクトチーム設置要領

平成 21 年 5 月 19 日
情報企画室決定

(趣旨)

第 1 この要領は、国立大学法人鹿児島大学情報企画室設置要項（平成 18 年 3 月 22 日学長裁定。以下「要項」という。）第 6 に基づき、国立大学法人鹿児島大学情報企画室プロジェクトチーム（以下「プロジェクトチーム」という。）を設置し、プロジェクトチームの組織及び運営について、必要な事項を定める。

(業務)

第 2 プロジェクトチームは、次に掲げる業務を行う。

- (1) 全学的な情報システムの構築に関すること
- (2) 全学的な情報システムの整理・統合に関すること

(組織)

第 3 プロジェクトチームは、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 第 2 に規定する全学的な情報システムごとに、要項第 4 第 2 号から第 7 号に掲げる者のうち、要項第 5 に定める室長（以下「室長」という。）が指名する者
- (2) 第 2 に規定する全学的な情報システムごとに、当該システムの関係者のうち、室長が指名する者
- (3) その他、室長が必要と認めた者

(リーダー)

第 4 各プロジェクトチームにリーダーを置き、室長が指名する者をもって充てる。

(任務の終了)

第 5 プロジェクトチームは、第 2 に掲げる業務終了後に解散するものとする。

(事務)

第 6 プロジェクトチームに関する事務は、学術情報部情報企画管理課において行う。

(雑則)

第 7 この要領に定めるもののほか、プロジェクトチームの運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成 21 年 5 月 19 日から実施する。

附 則

この要領は、平成 21 年 8 月 6 日から実施する。

鹿児島大学情報ネットワーク専門委員会設置要項

平成21年 6月29日
情報企画推進委員会決定

(趣旨)

第1 この要項は、国立大学法人鹿児島大学情報企画推進委員会規則（平成18年規則第18号。以下「情報企画推進委員会」という。）第7条第2項の規定に基づき、鹿児島大学情報ネットワーク専門委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営について、必要な事項を定める。

(検討事項)

第2 委員会は、本学のキャンパス情報ネットワークの運用管理及び情報セキュリティ対策に関する具体的事項を審議する。

(組織)

第3 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 学術情報基盤センター長
- (2) 部局等の情報ネットワーク委員会の代表者 各1名
- (3) 機構の情報ネットワーク委員会の代表者 各1名
- (4) 学内共同教育研究施設等の情報ネットワーク委員会の代表者 1名
- (5) 情報ネットワークに関し専門的知識を有する教員、事務職員及び技術職員 若干名

2 前項第5号の委員は、情報企画推進委員会において選出する。

3 第1項第2号から第5号までの委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員を生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第4 委員会に委員長を置き、第3第1項第1号の委員をもって充てる。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名した委員がその職務を代行する。

(議事)

第5 委員会は委員の過半数の出席により成立し、議事は、出席委員の過半数をもって決する。ただし、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第6 委員会が必要と認めるときは、委員以外の者を出席させ、意見を聴くことができる。

(事務)

第7 委員会に関する事務は、総務部情報企画課において処理する。

附 則

この要項は、平成21年6月29日から実施する。

附 則

この要項は、平成22年7月1日から実施する。

附 則

この要項は、平成29年4月1日から実施する。

eラーニングシステム専門委員会設置要項

平成19年4月25日
情報企画推進委員会決定

(趣旨)

第1 この要項は、国立大学法人鹿児島大学情報企画推進委員会規則（平成18年規則第18号）第7条第2項の規定に基づき、eラーニングシステム専門委員会（以下「委員会」という。）を設置し、委員会の組織及び運営について、必要な事項を定める。

(組織)

第2 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 学術情報基盤センター長
- (2) 学術情報基盤センター情報メディア基盤部門の専任教員 1名
- (3) 教育センター高等教育研究開発部の専任教員 1名
- (4) eラーニングに取り組む教員 若干名
- (5) その他第1号の委員が必要と認める者

2 前項第2号から第5号に規定する委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員を生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(審議事項)

第3 委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 鹿児島大学（以下「本学」という。）におけるeラーニングシステムの企画、開発、管理に関すること。
- (2) その他、eラーニングシステムに関すること。

(委員長)

第4 委員会に委員長を置き、第2第1項第1号の委員をもって充てる。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名した委員が、その職務を代行する。

(議事)

第5 委員会は、委員の過半数の出席により成立し、議事は、出席委員の過半数をもって決する。ただし、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(代理出席)

第6 委員が事故のため委員会に出席できないときは、代理の者を出席させることができる。

(委員以外の者の出席)

第7 委員会が必要と認めたときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(事務)

第8 委員会に関する事務は、総務部情報企画課において処理する。

(雑則)

第9 この要項に定めるもののほか、必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

この要項は、平成19年4月25日から実施する。

附 則

この要項は、平成21年6月29日から実施し、平成21年4月1日から適用する。

附 則

この要項は、平成22年7月1日から実施する。

センター会議に関する内規

平成 16 年 4 月 1 日
学術情報基盤センター長決定

(趣旨)

第 1 条 この内規は、鹿児島大学学術情報基盤センター規則（以下、「センター規則」という。）第 12 条に基づき、学術情報基盤センター（以下、「センター」という。）センター会議（以下、「センター会議」という。）に関して、必要な事項を定める。

(組織)

第 2 条 センター会議は、次に掲げる職員をもって組織する。

- (1) センター長
- (2) 副センター長
- (3) センターの専任教員
- (4) 総務部情報企画課長
- (5) 総務部情報企画課長代理
- (6) センターの業務を所掌する総務部情報企画課の職員
- (7) その他センター長が必要と認めた者

(審議事項)

第 3 条 センター会議は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) センター規則第 3 条に規定される業務の遂行に関わる具体的事項
- (2) 国立大学法人鹿児島大学組織規則（平成 16 年規則第 1 号）第 21 条第 2 項の規定に基づき設置される国立大学法人鹿児島大学情報企画推進委員会に審議を依頼する事項
- (3) 鹿児島大学学術情報基盤センター運営委員会に審議を依頼する事項
- (4) センター規則第 9 条に規定される兼務教員に関する具体的事項
- (5) センター規則第 10 条に規定される協力研究者に関する具体的事項
- (6) センターの予算、決算に関する具体的事項
- (7) センターの広報に関する事項
- (8) センターの外部評価に関する事項
- (9) その他センター会議が必要と認める事項

(議長)

第 4 条 センター会議に議長をおき、センター長をもって充てる。

2 議長はセンター会議を招集する。

3 議長に事故があるときは、議長があらかじめ指名した者が、その職務を代行する。

(議事)

第 5 条 センター会議は、第 2 条第 1 号から第 3 号に規定する職員の 3 分の 2 以上の出席により成立し、議事は前述の出席委員の全員一致をもって決する。

(事務)

第 6 条 センター会議に関する事務は、総務部情報企画課において処理する。

附 則

この内規は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

この内規は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

この内規は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

この内規は、平成 22 年 7 月 1 日から施行する。

この内規は、平成 29 年 4 月 26 日から施行し、平成 29 年 4 月 1 日から適用する。

学術情報基盤センター 兼務教員に関する内規

平成 16 年 4 月 1 日
制定

(趣旨)

第 1 条 この内規は学術情報基盤センター規則（以下、センター規則という。）第 12 条に基づき、センター規則第 8 条に規定される兼務教員に関して必要な事項を定める。

(兼務教員の所属)

第 2 条 兼務教員は以下の研究部門のいずれかに属することとする。

- (1) 情報メディア基盤部門
- (2) 学術情報処理研究部門
- (3) 情報システム開発部門

(定員)

第 3 条 兼務教員は研究部門ごとに最大で 10 名程度、全体で 30 名以下とする。

(名称)

第 4 条 学術情報基盤センターにおいては兼務教員を属する研究部門に応じて以下のいずれかで称する。

- (1) 兼務教員（情報メディア基盤部門）
- (2) 兼務教員（学術情報処理研究部門）
- (3) 兼務教員（情報システム開発部門）

(選出)

第 5 条 センター規則第 8 条第 2 項に基づき学長に申し出を行う教員は、事前に所属を希望する研究部門と協議の上、学術情報基盤センター会議の承認を得ることとする。

2 兼務教員となる教員は、本学の専任の教員でなければならない。

3 所属部局長の承認及び学長への申し出については、学術情報基盤センターが取りまとめて行う。

(兼務教員会議)

第 6 条 研究部門の専任教員及び研究部門に所属する兼務教員を構成員とする兼務教員会議を各研究部門に置く。

2 兼務教員会議は、各研究部門が兼務教員と協力して遂行する研究開発及び業務に関する具体的事項を審議する。

3 兼務教員会議の議長は、各研究部門の専任教授を持ってあてる。

4 議長は兼務教員会議を招集する。

5 議長は兼務教員会議の議事をセンター会議に報告する。

6 議長が必要と認めた場合は、構成員以外の者を出席させることができる。

附 則

1 この内規は平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

2 この内規は、平成 18 年 10 月 27 日から施行し、平成 18 年 10 月 1 日から適用する。

協力研究者に関する内規

平成 16 年 4 月 1 日
学術情報基盤センター運営委員会決定

(趣旨)

第 1 条 この内規は、学術情報基盤センター規則（以下、「センター規則」という。）第 12 条に基づき、センター規則第 10 条に規定される学外の協力研究者に関して必要な事項を定める。

(協力研究者の所属)

第 2 条 兼務教員は、以下の研究部門のいずれかに属することとする。

- (1) 情報メディア基盤部門
- (2) 学術情報処理研究部門
- (3) 情報システム開発部門

(業務)

第 3 条 協力研究者は、所属する研究部門の専任教員が行う研究開発に協力する。

- 2 協力研究者に、給与は支給しない。
- 3 協力研究者は、第 1 項に定める研究開発に必要な範囲に限り、学術情報基盤センター（以下、「センター」という。）の施設を無償で利用できる。

(定員)

第 4 条 協力研究者は、研究部門ごとに若干名とする。

(名称)

第 5 条 センターにおいては協力研究者を「特別協力研究員」、英文で「Research Fellow」と称する。

(選出)

第 6 条 協力研究者となる者は、事前に所属予定の研究部門と協議の上、研究業績に関わる資料をセンター会議に提出し、その承認を得なければならない。

- 2 学部学生、大学院学生及び研究生等、現に教育及び研究指導を受けている者は協力研究者となることはできない。
- 3 センター長は、センター会議の承認を得た協力研究者候補者について、学術情報基盤センター運営委員会に協力研究者任命の承認を求めることとする。
- 4 協力研究者の任期は 1 年とし、再任を妨げない。

附 則

- 1 この内規は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この内規は、平成 18 年 10 月 27 日から施行し、平成 18 年 10 月 1 日から適用する。
- 3 この内規は、平成 22 年 7 月 1 日から施行する。

サイバーセキュリティ戦略室設置要項

平成 28 年 3 月 23 日
学術情報基盤センター長制定

(設置)

第 1 学術情報基盤センターに、キャンパス情報ネットワークに関する業務の遂行及び本学における情報セキュリティ対策の支援並びに情報セキュリティインシデントへの対応等を行うため、サイバーセキュリティ戦略室（以下「室」という。）を置く。

(業務)

第 2 室は、次に掲げる業務をつかさどる。

- (1) キャンパス情報ネットワークの運用管理に関すること。
- (2) 学外の情報通信ネットワークとの連携及びその利用支援に関すること。
- (3) コンピュータウイルス、不正アクセスなどの相談に関すること。
- (4) ウイルス対策ソフトのサイトライセンス管理に関すること。
- (5) セキュリティ情報の提供に関すること。
- (6) 情報セキュリティポリシーの策定の支援に関すること。
- (7) 学生・教職員に対する研修を含めたセキュリティ啓発活動に関すること。
- (8) 学内サーバーの脆弱性診断に関すること。
- (9) 対外接続部の監視に関すること。
- (10) 情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）の維持管理に関すること。
- (11) サイバーセキュリティ総合戦略の構築に関すること。
- (12) 学内のインターネット接続機器の不適切な情報公開に関する調査に関すること。
- (13) 基幹システムのデータバックアップなど BCP に関すること。
- (14) 学外セキュリティ関連組織との連携に関すること。
- (15) その他ネットワーク支援、情報セキュリティ対策支援、サイバーセキュリティ対策支援に関すること。

(組織)

第 3 室は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 学術情報基盤センターの専任教員 若干名
- (2) 総務部情報企画課の職員 若干名
- (3) その他学術情報基盤センター長が必要と認めた者

2 前項の室員は学術情報基盤センター会議において選出する。

(室長)

第 4 室に室長を置き、第 3 第 1 号の専任教員のうちから学術情報基盤センター長が指名する者をもって充てる。

(事務)

第 5 室に関する事務は、学術情報基盤センターにおいて処理する。

(雑則)

第 6 この要項に定めるもののほか、室の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要項は、平成 28 年 4 月 1 日から実施する。

計算機システム運用管理室設置要項

平成 21 年 3 月 26 日
学術情報基盤センター長制定

(設置)

第 1 学術情報基盤センターに、教育・研究用計算機システムに関する業務を遂行するため、計算機システム運用管理室（以下「室」という。）を置く。

(業務)

第 2 室は、次に掲げる業務をつかさどる。

- (1) 教育・研究用計算機システムの運用管理に関すること。
- (2) 学術情報基盤センターパソコン端末室の運用管理に関すること。
- (3) その他教育・研究用計算機システムに関すること。

(組織)

第 3 室は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 学術情報基盤センターの専任教員 若干名
- (2) 総務部情報企画課の職員 若干名
- (3) その他学術情報基盤センター長が必要と認めた者

2 前項の室員は学術情報基盤センター会議において選出する。

(室長)

第 4 室に室長を置き、第 3 第 1 号の専任教員のうちから学術情報基盤センター長が指名 する者をもって充てる。

(事務)

第 5 室に関する事務は、学術情報基盤センターにおいて処理する。

(雑則)

第 6 この要項に定めるもののほか、室の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要項は、平成 21 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この要項は、平成 22 年 7 月 1 日から実施する。

利用者支援室設置要項

平成 18 年 4 月 26 日
学術情報基盤センター長制定

(設置)

第 1 学術情報基盤センターに、鹿児島大学の情報化支援及び学術情報基盤センターの広報に関する業務を遂行するため、利用者支援室（以下「室」という。）を置く。

(業務)

第 2 室は、次に掲げる業務をつかさどる。

- (1) パソコンを中心とした情報通信関連機器・ソフトウェアの利用相談に関すること。
- (2) eラーニングの普及、推進のための支援に関すること。
- (3) 情報通信技術関連の講習会に関すること。
- (4) 学術情報基盤センターが整備するネットワーク・パソコン端末の利用相談に関する こと。
- (5) 鹿児島大学ホームページの支援に関すること
- (6) その他、情報通信技術に関わる一般的な相談に関すること。
- (7) 広報戦略(ブランディングを含む。)の企画立案に関すること。
- (8) 概要、広報その他刊行物等の広報資料に関すること。ただし、年報は除く。
- (9) 学術情報基盤センターのホームページ、報道機関への対応に関すること。
- (10) その他、広報に関すること。

(組織)

第 3 室は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 学術情報基盤センターの専任教員 若干名
- (2) 総務部情報企画課の職員 若干名
- (3) その他学術情報基盤センター長が必要と認めた者

2 前項の室員は学術情報基盤センター会議において選出する。

(室長)

第 4 室に室長を置き、第 3 第 1 号の専任教員のうちから学術情報基盤センター長が指名 する者をもって充てる。

(事務)

第 5 室に関する事務は、学術情報基盤センターにおいて処理する。

(雑則)

第 6 この要項に定めるもののほか、室の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要項は、平成 18 年 5 月 1 日から実施する。

附 則

この要項は、平成 21 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この要項は、平成 22 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この要項は、平成 22 年 7 月 1 日から実施する。

附 則

この要項は、平成 25 年 12 月 25 日から実施する。

附 則

この要項は、平成 28 年 4 月 1 日から実施する。

認証基盤運用管理室設置要項

平成 28 年 3 月 23 日
学術情報基盤センター長制定

(設置)

第 1 学術情報基盤センターに、鹿児島大学の利用者 ID 管理及び認証基盤等に関する業務を遂行するため、認証基盤運用管理室（以下「室」という。）を置く。

(業務)

第 2 室は、次に掲げる業務をつかさどる。

- (1) 鹿児島大学 ID に関すること。
- (2) 学認（UPKI を含む。）への対応に関すること。
- (3) 認証関連システムに関すること。
- (4) IdP 関連システムに関すること。
- (5) 生涯メールに関すること
- (6) その他、認証基盤に関すること。

(組織)

第 3 室は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 学術情報基盤センターの専任教員 若干名
- (2) 総務部情報企画課の職員 若干名
- (3) その他学術情報基盤センター長が必要と認めた者

2 前項の室員は学術情報基盤センター会議において選出する。

(室長)

第 4 室に室長を置き、第 3 第 1 号の専任教員のうちから学術情報基盤センター長が指名 する者をもって充てる。

(事務)

第 5 室に関する事務は、学術情報基盤センターにおいて処理する。

(雑則)

第 6 この要項に定めるもののほか、室の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要項は、平成 28 年 4 月 1 日から実施する。

情報システム開発運用管理室設置要項

平成 21 年 3 月 26 日
学術情報基盤センター長制定

(設置)

第 1 学術情報基盤センターに、情報システムの開発及び運用管理に係る業務を遂行するため、情報システム開発運用管理室（以下「室」という。）を置く。

(業務)

第 2 室は、次に掲げる業務をつかさどる。

- (1) 情報システムの開発及び維持管理に関すること。
- (2) 学術情報基盤センターが業務で担当するサーバの運用管理に関すること。
- (3) 情報システムに係る関連委員会等との連絡調整に関すること。
- (4) その他情報システムの開発に関すること。

(組織)

第 3 室は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 学術情報基盤センターの専任教員 若干名
- (2) 総務部情報企画課の職員 若干名
- (3) その他学術情報基盤センター長が必要と認めた者

2 前項の室員は学術情報基盤センター会議において選出する。

(室長)

第 4 室に室長を置き、第 3 第 1 号の専任教員のうちから学術情報基盤センター長が指名 する者をもって充てる。

(事務)

第 5 室に関する事務は、学術情報基盤センターにおいて処理する。

(雑則)

第 6 この要項に定めるもののほか、室の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要項は、平成 21 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この要項は、平成 21 年 6 月 17 日から実施する。

附 則

この要項は、平成 21 年 12 月 16 日から実施する。

附 則

この要項は、平成 22 年 7 月 1 日から実施する。

国立大学法人鹿児島大学情報システム運用基本方針

平成23年7月21日
学長裁定
//平成23年7月21日
教育研究評議会承認

(目的)

第1 国立大学法人鹿児島大学(以下「本学」という。)の情報システムは、本学の理念と目的を実現するため、全ての教育、研究、社会貢献、医療活動及び大学運営の基盤として設置され、管理運用されるものである。

(基本方針)

第2 第1の目的に沿って、円滑で効率的な情報手段として、本学の情報システムは、国立大学法人鹿児島大学情報システム運用基本規則(平成23年規則第46号。以下「運用基本規則」という。)により、秩序と安全性をもって安定的かつ効率的に運用され、全学において供用されるものとする。

(利用者の義務)

第3 本学情報システムを利用する者及びその運用の業務に携わる者は、本方針及び運用基本規則に沿って利用し、別に定める管理運用と利用に関する実施規則を遵守しなければならない。

(罰則)

第4 本方針に基づく規則等に違反した場合の利用の制限及び罰則は、それぞれの規則に定めることができる。

附 則

- 1 この方針は、平成23年7月21日から実施する。
- 2 鹿児島大学情報セキュリティポリシー(平成16年9月21日学長裁定)は、廃止する。

(目的)

第1条 この規則は、国立大学法人鹿児島大学情報システム運用基本方針(平成23年7月21日学長裁定)に基づき、国立大学法人鹿児島大学(以下「本学」という。)における情報システムの運用及び管理について必要な事項を定め、本学の情報の保護と活用及び適切な情報セキュリティ対策を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 この規則は、本学の情報システムを運用及び管理する者並びに全ての利用者に適用する。

(定義)

第3条 この規則において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。

(1) 情報システム 情報処理及び情報ネットワークに係るシステムのうち、次のものをいう。

- ア 本学により、所有又は管理されているもの
- イ 本学との契約、又は他の協定に従って提供されるもの
- ウ 本学情報ネットワークに接続する全ての機器

(2) 情報 情報とは次のものをいう。

- ア 情報システム内部に記録された情報
- イ 情報システム外部の電磁的記録媒体に記録された情報
- ウ 情報システムに関し、書面に記載された情報

(3) 情報資産 情報システム並びに情報システム内部に記録された情報、情報システム外部の電磁的記録媒体に記録された情報及び情報システムに関し、書面に記載された情報を情報資産という。

(4) 事務情報 国立大学法人鹿児島大学法人文書管理規則(平成16年規則第131号)第2条第1号に規定する法人文書をいう。

(5) 事務情報システム 事務情報を扱う情報システムをいう。

(6) 情報セキュリティポリシー(以下「ポリシー」という。) 情報システム運用基本方針(平成23年7月21日学長裁定)及びこの規則をいう。

(7) 実施規則 ポリシーに基づいて策定される規則、基準及び計画をいう。

(8) 手順 実施規則に基づいて策定される具体的な手順やマニュアル、ガイドラインを指す。

(9) 部局等 事務局、各学部、各研究科、附属病院及び各学内共同教育研究施設等をいう。

(10) 利用者 本学の教職員等、学生等及び臨時利用者で、情報システムを利用する許可を受けて利用する全ての者をいう。

(11) 教職員等 本学の役員、本学に勤務する常勤又は非常勤の教職員(派遣職員を含む。)その他部局等総括責任者が認めた者をいう。

(12) 学生等 本学の学部学生、大学院学生、研究生、研究員、研修員、研究者等その他部局等総括責任者が認めた者をいう。

(13) 臨時利用者 教職員等及び学生等以外の者で、情報システムを臨時に利用する許可を受けて、情報システムを利用する者をいう。

(14) 情報セキュリティ 情報資産の機密性、完全性及び可用性を維持することをいう。

(15) 電磁的記録 電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、コンピュータによる情報処理の用に供されるものをいう。

(16) インシデント 情報セキュリティに関し、意図的又は偶発的に生じる、本学規則又は法律に反する事故又は事件をいう。

(17) 明示等 情報を取り扱う全ての者が当該情報の格付けについて共通の認識となるように措置することをいう。

(全学総括責任者)

第4条 情報システムの運用に責任を持つ者として、本学に全学総括責任者(CIO)を置き、学長が指名する理事をもって充てる。

2 全学総括責任者は、ポリシー及びそれに基づく規則の策定や情報システム上での各種問題に対する処置を行う。

3 全学総括責任者は、全学の情報基盤として供される情報システムのうち情報セキュリティが侵害された場合の影響が特に大きいと評価される情報システムを指定することができる。この指定された情報システムを「全学情報システム」という。

4 全学総括責任者は、全学向け教育及び情報システムを担当する部局等担当者向け教育を統括する。
(最高情報セキュリティ責任者)

第4条の2 コンピュータシステムやネットワークのセキュリティ対策に責任を持つ者として、本学に最高情報セキュリティ責任者(CISO)を置き、学長が指名する理事をもって充てる。

(情報セキュリティアドバイザー)

第5条 全学総括責任者を専門的見地から助言するため情報セキュリティアドバイザー(CIO補佐)を置き、全学総括責任者が指名する者をもって充てる。

2 情報セキュリティアドバイザー(CIO補佐)は、全学総括責任者に事故があるときは、その職務を代行する。

(全学システム管理責任者)

第6条 情報システムの整備と運用に関し、ポリシー及びそれに基づく規則、手順等の実施を行うため、全学システム管理責任者を置き、全学総括責任者が指名する者をもって充てる。

2 全学システム管理責任者は、情報システムの運用に携わる者及び利用者に対して、情報システムの運用並びに利用及び情報システムのセキュリティに関する教育を企画し、ポリシー及びそれに基づく規則並びに手順等を遵守するための教育を実施する。

3 全学システム管理責任者は、情報システムのセキュリティに関する連絡及び通報に係る事項を統括する。

(情報セキュリティ監査責任者)

第7条 情報システムのセキュリティを監査するため、情報セキュリティ監査責任者を置き、監査室長をもって充てる。

2 情報セキュリティ監査責任者は、監査に関する事務を統括する。

3 情報セキュリティ監査責任者は、全学総括責任者、情報セキュリティアドバイザー(CIO補佐)及び全学システム管理責任者と兼務してはならない。

(部局等総括責任者)

第8条 部局等における運用方針の決定や情報システム上での各種問題に対する処置を担当するため、部局等に部局等総括責任者を置き、部局等の長(事務局長を置かない場合の事務局長)をもって充てる。

(部局等情報セキュリティ責任者)

第8条の2 部局等においてコンピュータシステムやネットワークのセキュリティ対策に責任を持つ者として、部局等に部局等情報セキュリティ責任者を置き、部局等の長(事務局長を置かない場合の事務局長)をもって充てる。

(情報企画室)

第9条 情報システムの円滑な運用のため、国立大学法人鹿児島大学情報企画室(以下「情報企画室」という。)がその役割を担う。

2 情報企画室は、以下を実施する。

(1) ポリシー及び全学向け教育の実施ガイドラインの改廃

(2) 情報システムの運用と利用及び教育に係る規則及び手順の制定及び改廃

(3) 情報システムの運用と利用に関する教育の年度講習計画の制定及び改廃並びにその計画の実施状況の把握

(4) 情報システム運用リスク管理規則の制定及び改廃並びにその実施状況の把握

(5) 情報セキュリティ監査規則の制定及び改廃並びにその実施

(6) 情報システム非常時行動計画の策定及び改廃並びにその実施

(7) インシデントの再発防止策の検討及び実施

(8) その他情報システムに関する検討及び実施

(情報企画推進委員会)

第10条 情報システムの評価及び調整のため、国立大学法人鹿児島大学情報企画推進委員会(以下「情報企画推進委員会」という。)がその役割を担う。

2 情報企画推進委員会は、次に掲げる事項を行う。

- (1) 前条各号における部局等間の連絡調整
 - (2) その他情報システムの運用に関する評価及び調整
- (CSIRT)

第10条の2 本学において発生した情報セキュリティインシデントに対処するため、CSIRT（コンピュータセキュリティインシデント対応チーム）としてKU-CSIRT（鹿児島大学コンピュータセキュリティインシデント対応チーム）を置く。

2 KU-CSIRTは、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 最高情報セキュリティ責任者
- (2) 情報企画室を構成する者
- (3) 学術情報基盤センターサイバーセキュリティ戦略室に所属する者

3 KU-CSIRTにチームリーダーを置き、前項第1号の者をもって充てる。

(役割の分離)

第11条 情報セキュリティ対策の運用において、次の役割を同じ者が兼務してはならない。

- (1) 情報システムの運用と利用に関する承認又は許可事案の申請者とその承認又は許可を行う者
- (2) 監査を受ける者とその監査を実施する者

(情報の格付け)

第12条 情報企画室は、情報システムで取り扱う情報について、電磁的記録については機密性、完全性及び可用性の観点から、書面については機密性の観点から当該情報の格付け及び取扱制限の指定並びに明示等について整備する。

(本学外の情報セキュリティ水準の低下を招く行為の防止)

第13条 全学システム管理責任者は、本学及び学外の情報セキュリティ水準の低下を招く行為の防止に関する措置について整備する。

2 情報システムを運用及び管理する者並びに全ての利用者は、本学及び学外の情報セキュリティ水準の低下を招く行為の防止に関する措置を講ずるものとする。

(情報システム運用の外部委託管理)

第14条 全学総括責任者は、情報システムの運用業務の全部又は一部を第三者に委託する場合には、当該第三者による情報セキュリティの確保が徹底されるよう必要な措置を講ずるものとする。

(情報セキュリティ監査)

第15条 情報セキュリティ監査責任者は、情報システムのセキュリティ対策がポリシー、実施規則及び手順に従って実施されているかを監査する。情報セキュリティ監査に関する事項は、別途定める。

(利用者心得)

第16条 利用者は、本学全ての情報システムを利用するときは、別に定める鹿児島大学情報セキュリティガイドライン(利用者心得)を遵守しなければならない。

(見直し)

第17条 ポリシー、実施規則及び手順を整備した者は、各規則等の見直しを行う必要性の有無を適時検討し、必要があると認めた場合には速やかにその見直しを行う。

2 情報システムを運用及び管理する者並びに全ての利用者は、自らが実施した情報セキュリティ対策に関連する事項に課題又は問題点が認められる場合には、当該事項の見直しを行うものとする。

(雑則)

第18条 この規則に定めるもののほか、情報システムの運用に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この規則は、平成23年7月21日から施行する。

2 鹿児島大学情報セキュリティポリシー対策基準(平成16年9月21日学長裁定)は、廃止する。

附 則

この規則は、平成27年4月8日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成29年1月26日から施行する。

国立大学法人鹿児島大学情報システム運用・管理要項

平成24年7月17日

学長裁定

〔平成24年7月19日〕
教育研究評議会報告

第1章 総則

(趣旨)

第1 この要項は、国立大学法人鹿児島大学情報システム運用基本規則(平成23年規則第46号。以下「運用基本規則」という。)第18条の規定に基づき、国立大学法人鹿児島大学(以下「本学」という。)における情報システムの適切な運用及び管理について必要な事項を定める。

(定義)

第2 この要項において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 運用基本方針 本学が定める国立大学法人鹿児島大学情報システム運用基本方針(平成23年7月21日学長裁定)をいう。
- (2) 情報ネットワーク機器 情報ネットワークの接続のために設置され、電子計算機により情報ネットワーク上を送受信される情報の制御を行うための装置(ファイアウォール、ルータ、ハブ、情報コンセント又は無線ネットワークアクセスポイントを含む。)をいう。
- (3) 全学情報システム 本学の複数の部局で利用するシステムをいう。
- (4) 部局情報システム 本学の単独の部局で利用するシステムをいう。
- (5) 電子計算機 コンピュータ全般のことを指し、オペレーティングシステム及び接続される周辺機器を含むサーバ装置及び端末をいう。
- (6) 安全区域 電子計算機及び情報ネットワーク機器を設置した事務室、研究室、教室又はサーバールーム等の内部であって、利用者以外の者の侵入や自然災害の発生等を原因とする情報セキュリティの侵害に対して、施設及び環境面から対策が講じられている区域をいう。
- (7) 部局担当者 本学の教職員等で、部局等総括責任者の許可を得て情報システムを運用管理する者をいう。複数の者を定めることもできる。
- (8) 主体 情報システムにアクセスする者や、他の情報システム及び装置等をいう。主体は、主として、人である場合を想定しているが、複数の情報システムや装置が連動して動作する場合には、情報システムにアクセスする主体として、他の情報システムや装置も含めるものとする。
- (9) 主体認証 識別コードを提示した主体が、その識別コードを付与された主体、すなわち正当な主体であるか否かを検証することをいう。識別コードとともに正しい方法で主体認証情報が提示された場合に主体認証ができたものとして、情報システムはそれらを提示した主体を正当な主体として認識する。なお、「認証」という用語は、公的又は第三者が証明するという意味を持つが、この規程における「主体認証」については、公的又は第三者による証明に限るものではない。
- (10) 識別コード 主体を識別するために、情報システムが認識するコード(符号)をいう。
- (11) 主体認証情報 主体認証をするために、主体が情報システムに提示する情報をいう。

- (12) 重要な設計書 情報システムに関する設計書のうち、当該情報システムの適切な管理に必要なものであり、その紛失、漏えい等により、大学事務の遂行に支障を及ぼすものをいう。
- (13) アカウント 本学の情報システムの利用に当たって用いる主体認証される利用権利をいう。また、本学が契約し外部委託したシステム及びサービス利用のためのアカウントも含むものとする。
- (14) 機密性 情報に関して、アクセスを認められた者だけがこれにアクセスできる状態を確保することをいう。
- (15) 完全性 情報が破壊、改ざん又は消去されていない状態を確保することをいう。
- (16) 可用性 情報へのアクセスを認められた者が、必要時に中断することなく、情報及び関連資産にアクセスできる状態を確保することをいう。
- (17) 機密性3情報 本学で取り扱う情報のうち、機密文書に相当する機密性を要する情報をいう。
- (18) 機密性2情報 本学で取り扱う情報のうち、機密文書に相当する機密性は要しないが、漏えいにより、利用者の権利が侵害され又は本学の活動の遂行に支障を及ぼすおそれがある情報をいう。
- (19) 機密性1情報 本学で取り扱う情報のうち、機密性3情報又は機密性2情報以外の情報をいう。
- (20) 完全性2情報 本学で取り扱う情報(書面を除く。)のうち、改ざん、誤びゅう又は破損により、利用者の権利が侵害され又は本学の活動の適確な遂行に支障(軽微なものを除く。)を及ぼすおそれがある情報をいう。
- (21) 完全性1情報 本学で取り扱う情報のうち、完全性2情報以外の情報(書面を除く。)をいう。
- (22) 可用性2情報 本学で取り扱う情報(書面を除く。)のうち、その滅失、紛失又は当該情報が利用不可能であることにより、利用者の権利が侵害され又は本学の活動の安定的な遂行に支障(軽微なものを除く。)を及ぼすおそれがある情報をいう。
- (23) 可用性1情報 本学で取り扱う情報のうち、可用性2情報以外の情報(書面を除く。)をいう。
- (24) 要機密情報 機密性3情報及び機密性2情報をいう。
- (25) 要保全情報 完全性2情報をいう。
- (26) 要安定情報 可用性2情報をいう。
- (27) 要保護情報 要機密情報、要保全情報及び要安定情報をいう。
- (28) その他の用語の定義は、運用基本規則の定めるところによる。

(適用範囲)

第3 この要項は、情報システムを運用・管理する者に適用する。

(組織体制)

第4 全学情報システムの運用・管理は、運用基本方針及び運用基本規則に従い、全学総括責任者の下、情報企画室が執り行うものとする。

2 部局情報システムの運用・管理は、運用基本方針、運用基本規則及び部局の運用方針に従い、部

局等総括責任者の下、部局担当者が執り行うものとする。

3 全学情報ネットワークと部局情報ネットワークとの調整及び対外接続に関する事項は、管理運営部局が執り行うものとする。

(禁止事項)

第5 部局担当者は、次に掲げる事項を行ってはならない。

- (1) 情報資産の目的外利用
- (2) 守秘義務に違反する情報の開示
- (3) 部局等総括責任者の許可なく情報ネットワーク上の通信を監視し、又は情報ネットワーク機器及び電子計算機の利用記録を採取する行為
- (4) 部局等総括責任者の要請に基づかずにセキュリティ上の脆弱性を検知する行為
- (5) 法令又は学内規則に違反する情報の発信
- (6) 管理者権限を濫用する行為
- (7) 上記の行為を助長する行為

第2章 情報システムのライフサイクル

第1節 設置時

(セキュリティホール対策)

第6 全学総括責任者は、電子計算機及び情報ネットワーク機器(公開されたセキュリティホールの情報がない電子計算機及び情報ネットワーク機器を除く。)の設置又は運用開始期間中において、当該機器上で利用するソフトウェアに関連する公開されたセキュリティホールの対策を実施するものとする。

(不正プログラム対策)

第7 全学総括責任者は、電子計算機(当該電子計算機で動作可能なアンチウイルスソフトウェア等が存在しない場合又は当該電子計算機の目的上、管理者が不要と判断した場合を除く。)にアンチウイルスソフトウェア等を導入するものとする。

(サービス不能攻撃対策)

第8 全学総括責任者は、要安定情報を取り扱う情報システム(インターネットからアクセスを受ける電子計算機、情報ネットワーク機器又は通信回線を有する情報システムに限る。)については、サービス提供に必要な電子計算機及び情報ネットワーク機器が装備している機能をサービス不能攻撃対策に活用するものとする。

(踏み台対策)

第9 部局等総括責任者は、情報システム(インターネット等の学外の通信回線に接続される電子計算機、情報ネットワーク機器又は通信回線を有する情報システムに限る。)が踏み台として使われる

ことを防止するための措置を講ずるものとする。

(安全区域)

第10 部局等総括責任者は、情報システムによるリスク(物理的損壊又は情報の漏えい若しくは改ざん等のリスクを含む。)を検討し、安全区域に施設及び環境面からの対策を実施するものとする。

(利用不可能なソフトウェア)

第11 全学総括責任者は、電子計算機で利用不可能なソフトウェアについて定めるものとする。

(サーバ装置の対策)

第12 部局担当者は、通信回線を経由してサーバ装置の保守作業を行う場合は、暗号化を行う必要性の有無を検討し、必要があると認めたときは、送受信される情報を暗号化するものとする。

2 部局担当者は、サービスの提供及びサーバ装置の運用管理に利用するソフトウェアを定めるものとする。なお、利用が定められたソフトウェアに該当しないサーバアプリケーションが稼動している場合には、当該サーバアプリケーションを停止するものとする。

(通信回線の対策)

第13 部局担当者は、通信回線構築によるリスク(物理的損壊又は情報の漏えい若しくは改ざん等のリスクを含む。)を検討し、通信回線を構築するものとする。

(情報コンセント)

第14 部局等総括責任者は、情報コンセントを設置する場合には、次に掲げる事項を含む措置の必要性の有無を検討し、必要と認めたときは措置を講ずるものとする。

- (1) 利用開始及び利用停止時の申請手続の整備
- (2) 通信を行う電子計算機の識別又は利用者の主体認証
- (3) 主体認証記録の取得及び管理
- (4) 情報コンセント経由でアクセスすることが可能な通信回線の範囲の制限
- (5) 情報コンセント接続中に他の通信回線との接続の禁止
- (6) 情報コンセント接続方法の機密性の確保
- (7) 情報コンセントに接続する電子計算機の管理

(VPN、無線LAN、リモートアクセス)

第15 全学総括責任者は、VPN 環境を構築する場合には、次に掲げる事項を含む措置の必要性の有無を検討し、必要と認めたときは措置を講ずるものとする。

- (1) 利用開始及び利用停止時の申請手続の整備
- (2) 通信内容の暗号化
- (3) 通信を行う電子計算機の識別又は利用者の主体認証

- (4) 主体認証記録の取得及び管理
- (5) VPN 経由でアクセスすることが可能な通信回線の範囲の制限
- (6) VPN 接続方法の機密性の確保
- (7) VPN を利用する電子計算機の管理

2 部局等総括責任者は、無線LAN 環境を構築する場合には、次に掲げる事項を含む措置の必要性の有無を検討し、必要と認めたときは措置を講ずるものとする。この場合、要機密情報を取り扱う無線LAN 環境については、通信内容の暗号化を行うことが必要と認めたときは措置を講ずるものとする。

- (1) 利用開始及び利用停止時の申請手続の整備
- (2) 通信内容の暗号化
- (3) 通信を行う電子計算機の識別又は利用者の主体認証
- (4) 主体認証記録の取得及び管理
- (5) 無線LAN 経由でアクセスすることが可能な通信回線の範囲の制限
- (6) 無線LAN に接続中に他の通信回線との接続の禁止
- (7) 無線LAN 接続方法の機密性の確保
- (8) 無線LAN に接続する電子計算機の管理

3 部局等総括責任者は、公衆電話網を経由したリモートアクセス環境を構築する場合には、次に掲げる事項を含む措置の必要性の有無を検討し、必要と認めたときは措置を講ずるものとする。

- (1) 利用開始及び利用停止時の申請手続の整備
- (2) 通信を行う者又は発信者番号による識別及び主体認証
- (3) 主体認証記録の取得及び管理
- (4) リモートアクセス経由でアクセスすることが可能な通信回線の範囲の制限
- (5) リモートアクセス中に他の通信回線との接続の禁止
- (6) リモートアクセス方法の機密性の確保
- (7) リモートアクセスする電子計算機の管理

(学外通信回線との接続)

第16 全学システム管理責任者は、全学総括責任者の承認を得た上で、学内通信回線を学外通信回線と接続するものとする。また、利用者による、学内通信回線と学外通信回線との接続を禁止するものとする。

2 全学システム管理責任者は、学内通信回線を学外通信回線と接続することにより情報システムのセキュリティが確保できないと判断した場合、他の情報システムと共有している学内通信回線又は学外通信回線から独立した通信回線として学内通信回線を構築するものとする。

(上流ネットワークとの関係)

第17 全学システム管理責任者は、本学情報ネットワークを構築し運用するにあたっては、本学情報ネットワークと接続される上流ネットワークとの整合性に留意するものとする。

第2節 運用時

(セキュリティホール対策)

- 第18 部局担当者は、管理対象となる電子計算機及び情報ネットワーク機器上で利用しているソフトウェアに関して、公開されたセキュリティホールに関連する情報を適宜入手し、セキュリティ対策を講ずるものとする。
- 2 部局担当者は、セキュリティホール対策の実施について、実施日、実施内容及び実施者を含む事項を記録するものとする。
- 3 部局担当者は、入手したセキュリティホールに関連する情報及び対策方法に関して、必要に応じ、他の部局担当者と共有するものとする。

(不正プログラム対策)

- 第19 部局担当者は、不正プログラムに関する情報の収集に努め、当該情報について対処の要否を決定し、特段の対処が必要な場合には、利用者によるその対処の実施に関する指示を行うものとする。
- 2 部局担当者は、不正プログラム対策の状況を適宜把握し、その見直しを行うものとする。

(サービス不能攻撃対策)

- 第20 部局等総括責任者は、必要に応じ、要安定情報を取り扱う情報システムについて、監視方法に従って電子計算機、情報ネットワーク機器及び通信回線を監視し、その記録を保存するものとする。

(情報システムの監視)

- 第21 全学システム管理責任者は、必要に応じ、定められた監視方法に従って情報システムを監視し、その記録を保存するものとする。

(脆弱性診断)

- 第22 部局担当者は、情報システムに関する脆弱性の診断を定期的実施し、セキュリティ対策を講ずるものとする。

(接続の管理)

- 第23 部局等総括責任者は、情報ネットワークに関する接続の申請を受けた場合は、別途定める情報ネットワーク接続手順に従い、申請者に対して接続の諾否を通知し必要な指示を行うものとする。

(ネットワーク情報の管理)

- 第24 部局等総括責任者、部局情報ネットワークで使用するネットワーク情報について、全学システム管理責任者から割り当てを受け、利用者からの利用形態に応じて適切に分配し管理するものとする。

(サーバ装置の対策)

第25 部局担当者は、定期的にサーバ装置の構成の変更を確認するものとする。また、当該変更によって生ずるサーバ装置のセキュリティへの影響を特定し、対応するものとする。

(学外通信回線との接続)

第26 部局担当者は、情報システムのセキュリティの確保が困難な事由が発生した場合には、他の情報システムと共有している学内通信回線、又は学外通信回線から独立した通信回線に構成を変更するものとする。

第3節 運用終了時

(電子計算機の対策)

第27 部局担当者は、電子計算機の運用を終了する場合に、データ消去ソフトウェア若しくはデータ消去装置の利用又は物理的な破壊若しくは磁気的な破壊等の方法を用いて、全ての情報を復元が困難な状態にするものとする。

(情報ネットワーク機器の対策)

第28 部局担当者は、情報ネットワーク機器の利用を終了する場合には、情報ネットワーク機器の内蔵記録媒体の全ての情報を復元が困難な状態にするものとする。

第4節 PDCAサイクル

(情報システムの計画・設計)

第29 部局担当者は、情報システムについて、ライフサイクル全般にわたってセキュリティ維持が可能な体制の確保を、部局等総括責任者に求めるものとする。

2 部局担当者は、情報システムのセキュリティ要件を決定するものとする。

3 部局担当者は、情報システムのセキュリティ要件を満たすために機器等の購入(購入に準ずるリースを含む。)及びソフトウェア開発において必要な対策、情報セキュリティについての機能の設定、情報セキュリティについての脅威への対策並びに情報システムの構成要素についての対策について定めるものとする。

4 部局担当者は、構築した情報システムを運用段階へ導入するに当たって、情報セキュリティの観点から実施する導入のための手順及び環境を定めるものとする。

(情報システムの構築・運用・監視)

第30 部局担当者は、情報システムの構築、運用及び監視に際しては、セキュリティ要件に基づき定めた情報セキュリティ対策を行うものとする。

(情報システムの移行・廃棄)

第31 部局担当者は、情報システムの移行及び廃棄を行う場合は、情報の消去及び保存並びに情報シ

システムの廃棄及び再利用について必要性を検討し、それぞれについて適切な措置を採るものとする。

(情報システムの見直し)

第32 部局担当者は、情報システムの情報セキュリティ対策について見直しを行う必要性の有無を適時検討し、必要があると認めた場合にはその見直しを行い、必要な措置を講ずるものとする。

第3章 情報システムに係る文書及び台帳整備

(情報システムの文書整備)

第33 部局担当者は、原則として所管する情報システムについて次に掲げる事項を記載した文書を整備するものとする。

- (1) 当該情報システムを構成する電子計算機関連事項
 - ア 電子計算機を管理する管理者及び利用者を特定する情報
 - イ 電子計算機の機種並びに利用しているソフトウェアの種類及びバージョン
 - ウ 電子計算機の仕様書又は設計書
 - (2) 当該情報システムを構成する通信回線及び情報ネットワーク機器関連事項
 - ア 通信回線及び情報ネットワーク機器を管理する管理者を特定する情報
 - イ 情報ネットワーク機器の機種並びに利用しているソフトウェアの種類及びバージョン
 - ウ 通信回線及び情報ネットワーク機器の仕様書又は設計書
 - エ 通信回線の構成
 - オ 情報ネットワーク機器におけるアクセス制御の設定
 - カ 通信回線を利用する電子計算機の識別コード、電子計算機の利用者と当該利用者の識別コードとの対応
 - キ 通信回線の利用部署
 - (3) 情報システムの構成要素のセキュリティ維持に関する手順
 - ア 電子計算機のセキュリティ維持に関する手順
 - イ 通信回線を介して提供するサービスのセキュリティ維持に関する手順
 - ウ 通信回線及び情報ネットワーク機器のセキュリティ維持に関する手順
 - (4) 障害、事故等が発生した際の対処手順
- 2 部局担当者は、所管する情報システムについて整備した文書に基づいて、情報システムの運用管理において情報セキュリティ対策を行うものとする。

(情報システムの台帳整備)

第34 部局担当者は、原則として所管する情報システムに対して、当該情報システムに係る次に掲げる事項を記載した台帳を整備するものとする。

- (1) 情報システム名、管理部署及び管理責任者の氏名及び連絡先
- (2) システム構成
- (3) 接続する学外通信回線の種別

- (4) 取り扱う情報の格付け及び取扱制限に関する事項
- (5) 当該情報システムの設計、開発、運用及び保守に関する事項

第4章 情報の格付けと取扱い

第1節 情報の作成と入手

(目的外の作成又は入手の禁止)

第35 教職員等は、教育、研究、社会貢献、医療活動及び大学運営の遂行以外の目的で、情報を作成し、又は入手してはならない。

(情報の作成又は入手時における格付けと取扱制限の決定)

第36 教職員等は、情報の作成時及び学外の者が作成した情報を入手したことに伴う管理の開始時に別途定める手順に基づき、格付け及び取扱制限を決定するものとする。

2 教職員等は、元の情報の修正、追加又は削除のいずれかにより、他者が決定した情報の格付け及び取扱制限を変更する必要があると思料する場合には、前項に従って再決定するものとする。

(格付けと取扱制限の明示等)

第37 教職員等は、情報の格付け及び取扱制限を決定(再決定を含む。)した際に、当該情報の参照が許されている者が認識できる方法を用いて明示等するものとする。

(格付けと取扱制限の加工時における継承)

第38 教職員等は、情報を作成する際に、参照した情報又は入手した情報が既に格付け又は取扱制限の決定がなされている場合には、元となる情報の機密性に係る格付け及び取扱制限を継承するものとする。

第2節 情報の利用

(目的外の利用の禁止)

第39 教職員等は、教育、研究、社会貢献、医療活動及び大学運営の遂行以外の目的で、情報を利用してはならない。

(格付け及び取扱制限に従った情報の取扱い)

第40 教職員等は、利用する情報に明示等された格付けに従って、当該情報を適切に取り扱うものとする。格付けに加えて取扱制限の明示等がなされている場合には、当該取扱制限の指示内容に従って取り扱うものとする。

(格付け及び取扱制限の複製時における継承)

第41 教職員等は、情報を複製する場合には、元となる情報の機密性に係る格付け及び取扱制限を継承するものとする。

(格付け及び取扱制限の見直し)

第42 教職員等は、情報を利用する場合に、元の格付け又は取扱制限がその時点で不適切と考えるため、他者が決定した情報の格付け又は取扱制限そのものを見直す必要があると思料する場合には、その決定者(決定について引き継いだ者を含む。)又はその上司(以下「決定者等」という。)に相談するものとする。

2 教職員等は、自らが格付け及び取扱制限の決定者等である情報に対して、見直しの必要があると認めた場合には、当該情報の格付け又は取扱制限を再決定し、それを明示等するものとする。また、それ以前に当該情報を参照した者に対して、その旨を可能な限り周知するものとする。

(要保護情報の取扱い)

第43 教職員等は、教育、研究、社会貢献、医療活動及び大学運営の遂行以外の目的で、要保護情報を学外に持ち出してはならない。

2 教職員等は、要保護情報を放置してはならない。

3 教職員等は、機密性3情報を必要以上に複製してはならない。

4 教職員等は、要機密情報を必要以上に配付してはならない。

5 教職員等は、必要に応じ、機密性3情報には、機密性3情報として取り扱う期間を明記するものとする。また、その期間中であっても、情報の格付けを下げる又は取扱制限を緩和する必要があると思料される場合には、格付け及び取扱制限の見直しに必要な処理を行うものとする。

6 教職員等は、必要に応じ、機密性3情報である書面には、一連番号を付し、その所在を明らかにするものとする。

第3節 情報の保存

(格付けに応じた情報の保存)

第44 教職員等は、電磁的記録媒体に保存された要保護情報について、適切なアクセス制御を行うものとする。

2 教職員等は、情報の格付け及び取扱制限に応じて、情報が保存された電磁的記録媒体を適切に管理するものとする。

3 教職員等は、情報システムに入力された情報若しくは情報システムから出力した情報を記載した書面のうち要機密情報である書面又は重要な設計書を適切に管理するものとする。

4 教職員等は、要機密情報を電磁的記録媒体に保存する場合には、パスワードを用いて保護する必要性の有無を検討し、必要があると認めたときは、情報にパスワードを設定するものとする。

5 教職員等は、要機密情報を電磁的記録媒体に保存する場合には、暗号化を行う必要性の有無を検討し、必要があると認めたときは、情報を暗号化するものとする。

6 教職員等は、要保全情報を電磁的記録媒体に保存する場合には、電子署名の付与を行う必要性の有無を検討し、必要があると認めたときは、情報に電子署名を付与するものとする。

7 教職員等は、要保全情報若しくは要安定情報である電磁的記録又は重要な設計書について、バッ

クアップ又は複写の必要性の有無を検討し、必要があると認めるときは、そのバックアップ又は複写を取得するものとする。

- 8 教職員等は、要保全情報若しくは要安定情報である電磁的記録のバックアップ又は重要な設計書の複写の保管について、災害等により生ずる支障の有無を検討し、支障があると認めるときは、適切な措置を講ずるものとする。

(情報の保存期間)

第45 教職員等は、電磁的記録媒体に保存された情報の保存期間が定められている場合には、当該情報を保存期間が満了する日まで保存し、保存期間を延長する必要性がない場合は、速やかに消去するものとする。

第4節 情報の移送

(情報の移送に関する許可及び届出)

第46 教職員等は、機密性3情報、完全性2情報若しくは可用性2情報又は重要な設計書を移送する場合には、部局等総括責任者の許可を得るものとする。

- 2 教職員等は、機密性2情報であって完全性1情報かつ可用性1情報である電磁的記録又は機密性2情報である書面を移送する場合には、部局等総括責任者に届け出るものとする。ただし、部局等総括責任者が届出を要しないと定めた移送については、この限りでない。

(情報の送信と運搬の選択)

第47 教職員等は、要保護情報である電磁的記録を移送する場合には、安全確保に留意して、送信又は運搬のいずれによるかを選択し、部局等総括責任者に届け出るものとする。ただし、機密性2情報であって完全性1情報かつ可用性1情報である電磁的記録の移送であり、部局等総括責任者が届出を要しないと定めた移送については、この限りでない。

(移送手段の決定)

第48 教職員等は、要保護情報又は重要な設計書を移送する場合には、安全確保に留意して、当該情報の移送手段を決定し、部局等総括責任者に届け出るものとする。ただし、機密性2情報であって完全性1情報かつ可用性1情報である電磁的記録又は機密性2情報である書面の移送であり、部局等総括責任者が届出を要しないと定めた移送については、この限りでない。

(書面の保護対策)

第49 教職員等は、要機密情報である書面又は重要な設計書を運搬する場合には、情報の格付け及び取扱制限に応じて、安全確保のための適切な措置を講ずるものとする。

(電磁的記録の保護対策)

第50 教職員等は、要機密情報である電磁的記録を移送する場合には、パスワードを用いて保護する

- 必要性の有無を検討し、必要があると認めたときは、情報にパスワードを設定するものとする。
- 2 教職員等は、要機密情報である電磁的記録を移送する場合には、暗号化を行う必要性の有無を検討し、必要があると認めたときは、情報を暗号化するものとする。
 - 3 教職員等は、要保全情報である電磁的記録を移送する場合には、電子署名の付与を行う必要性の有無を検討し、必要があると認めたときは、情報に電子署名を付与するものとする。
 - 4 教職員等は、要保全情報である電磁的記録を移送する場合には、バックアップを行う必要性の有無を検討し、必要があると認めたときは、情報のバックアップを取得するものとする。
 - 5 教職員等は、要安定情報である電磁的記録を移送する場合には、移送中の滅失、紛失、移送先への到着時間の遅延等により支障が起こるおそれに対し、同一の電磁的記録を異なる移送経路で移送するなどの措置を講ずる必要性の有無を検討し、必要があると認めたときは、所要の措置を講ずるものとする。
 - 6 教職員等は、必要に応じ、要機密情報である電磁的記録を移送する場合には、必要な強度の暗号化に加えて、複数の情報に分割してそれぞれ異なる移送経路を用いるものとする。

第5節 情報の提供

(情報の公表)

- 第51 教職員等は、情報を公表する場合には、当該情報が機密性1情報に格付けされるものであることを確認するものとする。
- 2 教職員等は、電磁的記録を公表する場合には、当該情報の付加情報等からの不用意な情報漏えいを防止するための措置を講ずるものとする。

(他者への情報の提供)

- 第52 教職員等は、機密性3情報、完全性2情報若しくは可用性2情報又は重要な設計書を学外の者に提供する場合には、部局等総括責任者の許可を得るものとする。
- 2 教職員等は、機密性2情報であって完全性1情報かつ可用性1情報である電磁的記録又は機密性2情報である書面を学外の者に提供する場合には、部局等総括責任者に届け出るものとする。ただし、部局等総括責任者が届出を要しないと定めた提供については、この限りでない。
 - 3 教職員等は、要保護情報又は重要な設計書を学外の者に提供する場合には、提供先において、当該情報に付された情報の格付け及び取扱制限に応じて適切に取り扱われるための措置を講ずるものとする。
 - 4 教職員等は、電磁的記録を提供する場合には、当該記録の付加情報等からの不用意な情報漏えいを防止するための措置を講ずるものとする。

第6節 情報の消去

(電磁的記録の消去方法)

- 第53 教職員等は、電磁的記録媒体を廃棄する場合には、全ての情報を復元が困難な状態にする(以下「抹消する」という。)ものとする。

- 2 教職員等は、電磁的記録媒体を他の者へ提供する場合には、当該電磁的記録媒体に保存された不要な要機密情報を抹消するものとする。
- 3 教職員等は、電磁的記録媒体について、設置環境等から必要があると認められる場合は、当該電磁的記録媒体の要機密情報を抹消するものとする。

(書面の廃棄方法)

第54 教職員等は、要機密情報である書面を廃棄する場合には、復元が困難な状態にするものとする。

第5章 主体認証

(主体認証機能の導入)

第55 部局担当者は、全ての情報システムについて、主体認証を行う必要性の有無を検討するものとする。この場合、要保護情報を取り扱う情報システムについては、主体認証によるセキュリティ対策を施し管理するものとする。

第6章 アクセス制御

(アクセス制御機能の導入)

第56 部局担当者は、全ての情報システムについて、アクセス制御を行う必要性の有無を検討するものとする。この場合、要保護情報を取り扱う情報システムについては、アクセス制御を行う必要があると判断したときは、実施、管理するものとする。

第7章 アカウント管理

(アカウント管理機能の導入)

第57 部局担当者は、全ての情報システムについて、アカウント管理を行う必要性の有無を検討するものとする。この場合、要保護情報を取り扱う情報システムについては、アカウント管理を行う必要があると判断したときは、実施、管理するものとする。

(管理者権限を持つアカウントの利用)

第58 管理者権限を持つアカウントを付与された者は、管理者としての業務遂行時に限定して、当該アカウントを利用するものとする。

第8章 証跡管理

(証跡管理機能の導入)

第59 部局担当者は、全ての情報システムについて、証跡管理を行う必要性の有無を検討するものとする。

(利用者が保有する情報の閲覧、複製又は提供)

第60 複数の者が利用する情報機器を管理する部局担当者は、利用者が保有する情報をネットワーク

運用に不可欠な範囲又はインシデント対応に不可欠な範囲において、閲覧、複製又は提供することができる。

第9章 暗号化

(暗号化機能の導入)

第61 部局担当者は、要機密情報(書面を除く。)を取り扱う情報システムについて、暗号化を行う機能を付加する必要性の有無を検討し、必要に応じて、暗号化を行う機能を設けるものとする。

第10章 違反と例外措置

(違反への対応)

第62 部局等総括責任者は、情報セキュリティに関する重大な違反の報告を受けた場合又は自らが重大な違反を知った場合には、速やかに調査を行い、事実を確認するものとする。事実の確認にあたっては、可能な限り当該行為を行った者の意見を聴取するものとする。

2 部局等総括責任者は、調査によって違反行為が判明したときには、次に掲げる措置を講ずることができる。

- (1) 当該行為者に対する当該行為の中止命令
- (2) 部局担当者に対する当該行為に係る情報発信の遮断命令
- (3) 部局担当者に対する当該行為者のアカウント停止命令又は削除命令
- (4) 国立大学法人鹿児島大学職員の懲戒に関する調査委員会への報告
- (5) 本学学則及び就業規則に定める処罰
- (6) その他法令に基づく措置

3 部局等総括責任者は、前項第2号及び第3号については、他部局の部局等総括責任者に同等の措置を依頼することができる。

4 部局等総括責任者は、情報セキュリティに関する重大な違反の報告を受けた場合、自らが重大な違反を知った場合又は第2項の措置を講じた場合は、遅滞無く全学総括責任者にその旨を報告するものとする。

(例外措置申請への対応)

第63 全学総括責任者は、例外措置の適用の申請を審査する者(以下「許可権限者」という。)を定め、審査手続を整備するものとする。

2 許可権限者は、利用者による例外措置の適用の申請を、定められた審査手続に従って審査し、許可の可否を決定するものとする。また、決定の際に、以下の項目を含む例外措置の適用審査記録を作成し、全学総括責任者に報告するものとする。

- (1) 決定を審査した者の情報(氏名、役割名、所属、連絡先)
- (2) 申請内容
 - ア 申請者の情報(氏名、所属、連絡先)
 - イ 例外措置の適用を申請する情報セキュリティ関係規程の該当箇所(規程名と条項等)

- ウ 例外措置の適用を申請する期間
 - エ 例外措置の適用を申請する措置内容(講ずる代替手段等)
 - オ 例外措置の適用を終了した旨の報告方法
 - カ 例外措置の適用を申請する理由
- (3) 審査結果の内容
- ア 許可又は不許可の別
 - イ 許可又は不許可の理由
 - ウ 例外措置の適用を許可した情報セキュリティ関係規程の適用箇所(規程名と条項等)
 - エ 例外措置の適用を許可した期間
 - オ 許可した措置内容(講ずるべき代替手段等)
 - カ 例外措置を終了した旨の報告方法
- 3 許可権限者は、例外措置の適用を許可した期間の終了期日に、許可を受けた者からの報告の有無を確認し、報告がない場合には、許可を受けた者に状況を報告させ、必要な措置を講ずるものとする。ただし、許可権限者が報告を要しないとした場合は、この限りでない。
- 4 許可権限者は、例外措置の適用審査記録の台帳を整備し、例外措置の適用審査記録の参照について、情報セキュリティ監査責任者からの求めに応じなければならない。

第11章 インシデント対応

(インシデントの発生に備えた事前準備)

- 第64 全学総括責任者は、情報セキュリティに関するインシデント(故障を含む。)が発生した場合、被害の拡大を防ぐとともに、インシデントから復旧するための体制を整備するものとする。
- 2 全学システム管理責任者は、インシデントについて利用者から部局等総括責任者への報告手順を整備し、当該報告手段を全ての利用者に周知するものとする。
- 3 全学システム管理責任者は、インシデントが発生した際の対応手順を整備するものとする。
- 4 全学システム管理責任者は、インシデントに備え、本学の教育、研究、社会貢献、医療活動及び大学運営の遂行のため特に重要と認めた情報システムについて、その部局担当者の緊急連絡先、連絡手段、連絡内容を含む緊急連絡網を整備するものとする。
- 5 全学システム管理責任者は、必要に応じ、インシデントについて学外から報告を受けるための窓口を設置し、その窓口への連絡手段を学外に公表するものとする。

(インシデントの原因調査と再発防止策)

- 第65 部局等総括責任者は、インシデントが発生した場合には、インシデントの原因を調査し再発防止策を策定し、その結果を報告書として全学総括責任者に報告するものとする。
- 2 全学総括責任者は、部局等総括責任者からインシデントについての報告を受けた場合には、その内容を検討し、再発防止策を実施するために必要な措置を講ずるものとする。

第12章 不正プログラム感染防止のための日常的实施事項

(不正プログラム感染の回避)

第66 全学システム管理責任者は、不正プログラム感染の回避を目的とした措置を利用者に求めるものとする。

第13章 教育・研修

(情報セキュリティ対策の教育の実施)

第67 全学総括責任者は、情報セキュリティについて、部局等総括責任者、部局担当者及び利用者(以下「教育啓発対象者」という。)に対し、その啓発をするものとする。

2 全学総括責任者は、情報セキュリティについて、教育啓発対象者に教育すべき内容を検討し、教育のための資料を整備するものとする。

3 全学総括責任者は、教育啓発対象者が毎年度最低一回、受講できるように、情報セキュリティ対策の教育に係る計画を企画、立案するとともに、その実施体制を整備するものとする。

4 全学総括責任者は、教育啓発対象者の情報セキュリティ対策の教育の受講状況を管理できる仕組みを整備するものとする。

5 全学総括責任者は、教育啓発対象者の情報セキュリティ対策の教育の受講状況について、当該教育啓発対象者の所属する部局の部局等総括責任者に通知するものとする。

6 全学システム管理責任者は、利用者からの情報セキュリティ対策に関する相談に対応するものとする。

第14章 評価

(監査)

第68 部局等総括責任者その他の関係者は、全学総括責任者の行う監査の適正かつ円滑な実施に協力するものとする。

(監査に基づく改善)

第69 全学総括責任者は、監査の結果を全体として評価し、必要があると判断した場合には部局等総括責任者に改善を指示することができる。

(雑則)

第70 この要項に定めるもののほか、情報システムの運用及び管理に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要項は、平成24年7月17日から実施する。

国立大学法人鹿児島大学情報システム運用リスク管理要項

平成24年7月17日

学長裁定

〔平成24年7月19日〕
教育研究評議会報告

(趣旨)

第1 この要項は、国立大学法人鹿児島大学情報システム運用基本規則(平成23年規則第46号。以下「運用基本規則」という。)第18条の規定に基づき、国立大学法人鹿児島大学(以下「本学」という。)における情報システムの運用におけるリスクを分析し、必要な対策を立て、情報セキュリティを確保することについて必要な事項を定める。

(リスク評価手順)

第2 全学総括責任者は、情報資産の価値と脅威、脆弱性を評価するための情報システム運用リスク評価手順を定める。

(リスク管理)

第3 全学総括責任者は、全学システム管理責任者を含む各情報資産の管理者に対して、少なくとも年に一回、リスク管理を次の各号に従って実施し、その結果を報告するよう指示する。

- (1) 当該管理者は、自らが扱う情報資産について、別に定める手順に基づきリスク評価を行う。
- (2) 当該管理者は、評価結果に従い、リスクに対する事前の対策を必要とするものについてその具体策を定め、又はトラブルが発生した場合の具体的な対応について当該情報資産についてのインシデント対応手順を定める。対策を施さないと判断したものについても報告する。
- (3) 全学総括責任者は、報告に基づいて、本学情報セキュリティポリシー及び実施規則等の見直しを行う。

(雑則)

第4 この要項に定めるもののほか、情報システムの運用におけるリスクに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要項は、平成24年7月17日から実施する。

国立大学法人鹿児島大学情報システム非常時行動計画に関する要項

平成 24 年 7 月 17 日

学長裁定

〔平成 24 年 7 月 19 日〕
教育研究評議会報告

(趣旨)

第 1 この要項は、国立大学法人鹿児島大学情報システム運用基本規則(平成23年規則第46号。以下「運用基本規則」という。)第18条の規定に基づき、国立大学法人鹿児島大学(以下「本学」という。)における情報システムの運用において非常事態が発生した場合の行動を非常時行動計画として事前に定め、早期発見・早期対応により、事件・事故の影響を最小限に抑え、早急な情報システムの復旧と再発防止に努めるために必要な事項を定める。

(定義)

第 2 この要項において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 非常事態 情報システムの運用に関するインシデントのうち特に緊急性を要するものをいう。
- (2) その他の用語の定義は、運用基本規則で定めるところによる。

(非常事態の報告)

第 3 全学総括責任者は、インシデントについての報告又は通報を学内又は学外から受け付けたときは、本学が定める国立大学法人鹿児島大学における危機管理に関する規則(平成17年規則第92号。)及び危機管理マニュアルに沿って対応する。

(非常時対策本部)

第 4 全学総括責任者は、非常事態が発生し、又は発生するおそれが特に高いと認められる場合に、被害の拡大防止、被害からの早急な復旧その他非常事態の対策等を実施するために非常時対策本部を設置することができる。

2 非常時対策本部は次に掲げる者をもって構成する。

- (1) 全学総括責任者
- (2) 全学システム管理責任者
- (3) 関連する部局情報システムの部局等総括責任者

3 全学総括責任者は、非常時対策本部の本部長となる。

4 非常時対策本部は、必要と認めた者を出席させて意見を聞くことができる。

(インシデント対応手順)

第 5 具体的なインシデント対応は、別に定める手順に基づき対処する。

2 非常事態においては、非常時対策本部の指示が別に定める手順を優先する。

(雑則)

第 6 この要項に定めるもののほか、情報システムの非常時行動計画に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要項は、平成24年7月17日から実施する。

国立大学法人鹿児島大学情報システム利用要項

平成24年7月17日

学長裁定

〔平成24年7月19日〕
教育研究評議会報告

(趣旨)

第1 この要項は、国立大学法人鹿児島大学情報システム運用基本規則(平成23年規則第46号。以下「運用基本規則」という。)第18条の規定に基づき、国立大学法人鹿児島大学(以下「本学」という。)における情報システムの利用に関して、情報セキュリティの確保と円滑な情報システムの利用に資するために必要な事項を定める。

(定義)

第2 この要項において、次の各号に掲げる用語は、それぞれ当該各号の定めるところによる。

- (1) アカウント 本学の情報システムの利用に当たって用いる主体認証される利用権利をいう。また、本学が契約し外部委託したシステム及びサービス利用のためのアカウントも含むものとする。
- (2) 部局担当者 本学の教職員等で、部局等総括責任者の許可を得て情報システムを運用管理する者をいう。複数の者を定めることもできる。
- (3) その他の用語の定義は、運用基本規則で定めるところによる。

(適用範囲)

第3 この要項は情報システムを利用する者に適用する。

(遵守事項)

第4 利用者は、この要項及び別途定める手順並びに国立大学法人鹿児島大学が保有する個人情報の保護管理に関する規則(平成17年規則第26号)を遵守しなければならない。

(アカウントの交付)

第5 利用者は、情報システムを利用する場合は、必要に応じて適切なアカウントの交付を受けなければならない。

(アカウントに関する遵守事項)

第6 利用者は、アカウント管理に際して次の各号を遵守しなければならない。

- (1) 利用者は、自己のアカウントを他の者に使用させ、又は開示してはならない。
- (2) 利用者は、他の者のアカウントを聞き出し、又は使用してはならない。
- (3) 利用者は、アカウントを利用して、学外から本学の情報システムにアクセスする場合には、定められた手順に従ってアクセスしなければならない。また、アカウントの漏えいが発生しない

よう管理しなければならない。

- (4) 利用者は、アカウントを他者に使用され、又はその危険が発生した場合には、直ちに部局担当者にその旨を報告しなければならない。
- (5) 利用者は、システムを利用する必要がなくなった場合は、遅滞なく部局担当者に届け出なければならない。ただし、個別の届出が必要ないとあらかじめ部局担当者が定めている場合は、この限りでない。

(ICカードに関する遵守事項)

第7 利用者は、ICカードの管理を以下のように徹底しなければならない。

- (1) ICカードを本人が意図せずに使われることのないように安全措置を講じて管理しなければならない。
- (2) ICカードを他者に付与及び貸与してはならない。
- (3) ICカードを紛失しないように管理しなければならない。なお、ICカードを紛失した場合には、直ちに部局担当者にその旨を報告しなければならない。
- (4) ICカードを利用する必要がなくなった場合には、遅滞なく、これを部局担当者に返還しなければならない。ただし、個別の返却が必要ないとあらかじめ部局担当者が定めている場合は、この限りでない。

(情報機器の利用時の遵守事項)

第8 利用者は、様々な情報の作成、利用、保存等のための情報機器の利用にあたっては次の各号を遵守しなければならない。

- (1) 利用者は、本学の情報ネットワークに新規に情報機器を接続しようとする場合は、事前に接続を行おうとする部局の部局等総括責任者に接続の許可を得なければならない。
- (2) 利用者は、許可を受けた情報機器の利用を取りやめる場合には、部局等総括責任者に届け出なければならない。
- (3) 情報機器は、認証システム及びログ機能を備えている場合には、それらの機能が設定され動作していなければならない。不正ソフトウェア対策機能が提供されている機器にあつては、その機能が最新の状態でシステムを保護可能でなければならない。
- (4) 情報機器は、脆弱性を持たないよう可能な限り最新の状態でなければならない。
- (5) 利用者は、情報漏えいを発生させないように対策し、情報漏えいの防止に努めなければならない。
- (6) 利用者は、情報機器の紛失及び盗難を発生させないように注意しなければならない。
- (7) 情報機器の紛失及び盗難が発生した場合は、速やかに部局等総括責任者に届け出なければならない。

(利用者による情報セキュリティ対策教育の受講等)

第9 利用者は、原則として、別に定める年度講習計画に従って、情報システムの利用に関する教育

を受講しなければならない。

- 2 利用者は、講習会を受講できない場合は、本学が提供する情報セキュリティに関する最新の情報を取得しなければならない。

(情報の取り扱い)

- 第10 利用者は、格付けされた情報について、別に定める手順に従い、文書に明示された方法に従って取り扱わなければならない。

(制限事項)

- 第11 情報システムについて次の各号に定める行為を行おうとする場合には、全学システム管理責任者の許可を受けなければならない。

- (1) ファイルの自動公衆送信機能を持ったP2P ソフトウェアを教育・研究目的で利用する行為
- (2) 教育・研究目的で不正ソフトウェア類似のコードやセキュリティホール実証コードを作成、所持、使用及び配布する行為
- (3) ネットワーク上の通信を監視する行為
- (4) 情報機器の利用情報を取得する行為及び情報システムのセキュリティ上の脆弱性を検知する行為
- (5) 情報システムの機能を著しく変える可能性のあるシステムの変更

(禁止事項)

- 第12 利用者は、情報システムについて、次に掲げる行為を行ってはならない。

- (1) 当該情報システム及び情報について定められた目的以外の利用
- (2) 指定以外の方法での学外からの全学アカウントを用いての情報システムへのアクセス
- (3) あらかじめ指定されたシステム以外の情報システムを本学外の者に利用させる行為
- (4) 守秘義務に違反する行為
- (5) 差別、名誉毀損、侮辱、ハラスメントにあたる行為
- (6) 個人情報やプライバシーを侵害する行為
- (7) 第11に該当しない不正ソフトウェアの作成、所持及び配布行為
- (8) 著作権等の財産権を侵害する行為
- (9) 通信の秘密を侵害する行為
- (10) 営業ないし商業を目的とした情報システムの利用
- (11) 過度な負荷等により本学の円滑な情報システムの運用を妨げる行為
- (12) 不正アクセス禁止法に反する行為又はこれに類する行為
- (13) その他法令に基づく処罰の対象となる行為
- (14) 上記の行為を助長する行為

(違反行為への対処)

第13 利用者の行為が第12に掲げる事項に違反すると被疑される行為と認められたときは、部局等総括責任者は速やかに調査を行い、事実を確認するものとする。事実の確認にあたっては、可能な限り当該行為を行った者の意見を聴取しなければならない。

2 部局等総括責任者は、上記の措置を講じたときは、遅滞無く全学総括責任者にその旨を報告しなければならない。

3 調査によって違反行為が判明したときは、部局等総括責任者は全学総括責任者を通じて次に掲げる措置を講ずることができる。

- (1) 当該行為者に対する当該行為の中止命令
- (2) 部局担当者に対する当該行為に係る情報発信の遮断命令
- (3) 部局担当者に対する当該行為者のアカウント停止命令又は削除命令
- (4) 鹿児島大学職員の懲戒に関する調査委員会への報告
- (5) 本学学則及び就業規則に定める処罰
- (6) その他法令に基づく措置

(電子メールの利用時の遵守事項)

第14 利用者は、電子メールの利用にあたっては、別に定める手順に従い、本学規則の遵守のみならずマナーにも配慮しなければならない。

(ウェブの利用及び公開)

第15 利用者は、ウェブの利用及びウェブによる情報公開に際し、次の各号を遵守しなければならない。

- (1) ウェブブラウザを利用したウェブサイトの閲覧、情報の送信、ファイルのダウンロード等を行う際には、別に定める手順に従わなければならない。
- (2) 部局担当者は、部局等総括責任者に許可を得て、別に定める手順に従いウェブページを作成し、公開することができる。
- (3) 部局担当者は、ウェブサーバを運用し情報を学外へ公開する場合は、事前に部局等総括責任者に許可を得なければならない。
- (4) ウェブページやウェブサーバ運用に関して、運用基本規則やガイドラインに違反する行為が認められた場合には、部局等総括責任者は公開の許可の取り消しやウェブコンテンツの削除を行うことができる。

(学外から学内の情報システムの利用時の遵守事項)

第16 利用者は、学外から学内の情報システムへのアクセスにおいて、次の各号を遵守しなければならない。

- (1) 利用者は、学外からアカウントを使って学内の情報システムへアクセスするには事前に部局担当者の許可を得たうえで、指定された方法で利用しなければならない。
- (2) 利用者は、アクセスに用いる情報システムを許可された者以外に利用させてはならない。

- (3) 全学システム管理責任者の許可なく、これらの情報システムに要保護情報を複製保持してはならない。

(安全管理義務)

第17 利用者は、自己の管理する情報機器について、本学情報ネットワークとの接続状況にかかわらず、安全性を維持する一次的な担当者となることに留意し、次の各号に従って利用しなければならない。

- (1) ソフトウェアの状態及び不正ソフトウェア対策機能を最新に保たなければならない。
- (2) 不正ソフトウェア対策機能により不正プログラムとして検知されるファイル等を開いてはならない。
- (3) 不正ソフトウェア対策機能の自動検査機能を有効にしなければならない。
- (4) 不正ソフトウェア対策機能により定期的に全ての電子ファイルに対して、不正プログラムが存在しないことを確認しなければならない。
- (5) 外部からデータやソフトウェアを情報機器に取り込む場合又は外部にデータやソフトウェアを提供する場合には、不正ソフトウェアが存在しないことを確認しなければならない。
- (6) 常に最新のセキュリティ情報に注意し、不正ソフトウェア感染の予防等のセキュリティ対策を講じなければならない。

(インシデント対応)

第18 利用者は、情報システムの利用に際して、インシデントを発見したときは、本学が定める国立大学法人鹿児島大学における危機管理に関する規則(平成17年規則第92号。)及び危機管理マニュアルに従って行動しなければならない。

(雑則)

第19 この要項に定めるもののほか、情報システムの利用に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要項は、平成24年7月17日から実施する。

国立大学法人鹿児島大学年度講習計画に関する要項

平成 24 年 7 月 17 日

学長裁定

〔平成 24 年 7 月 19 日〕
教育研究評議会報告

(趣旨)

第 1 この要項は、国立大学法人鹿児島大学情報システム運用基本規則(平成23年規則第46号。以下「運用基本規則」という。)第18条の規定に基づき、国立大学法人鹿児島大学(以下「本学」という。)で実施される年度講習計画について定める。

(適用範囲)

第 2 年度講習計画の適用範囲については、それぞれの区分について以下の 4 種類を定める。なお、臨時利用者については、この要項によらず、利用する者の利用条件に応じて必要かつ簡潔な教育を実施するものとし、この要項の適用範囲としない。

- (1) 新たに大学の情報システムを利用することとなった学生等を対象とした、情報セキュリティ対策の基礎知識習得のための講習(以下「基礎講習」という。)
- (2) 前号以外の利用者を対象とした、最新状況への対応法等からなる情報セキュリティ対策の基礎知識習得のための講習(以下「定期講習」という。)
- (3) 情報システム管理者を対象とした、運用に必要な情報セキュリティ対策の応用知識習得のための講習(以下「システム管理者講習」という。)
- (4) 学長、理事、部局等総括責任者を対象とした、大学運営における情報セキュリティ対策の基本的知識を理解するための講習(以下「役職者講習」という。)

(教育内容)

第 3 年度講習計画の教育内容については、それぞれの区分について以下の 4 種類を定める。

- (1) 基礎講習：入学・編入学後の関連講義の初回又は利用者講習会において、情報システムを利用する際の事故やトラブルの発生を予防するために、事前に理解しておくべき知識及び情報セキュリティ対策の基礎知識だけでなく、法令、マナー、学内関連諸規程について併せて教育を実施する。
- (2) 定期講習：最新の情報セキュリティ動向を教育するための講習会の開催及びセキュリティ対策についての最新情報を通知し、習得状況の維持・確認などを目的として実施する。
- (3) 情報システム管理者講習：技術面を中心として、法令なども含めた情報システム管理の重要性及び最低限知っておくべき情報セキュリティ対策についての最新情報を通知する。
なお、必要に応じて講義および実習形式にて実施することができる。
- (4) 役職者講習：年 1 回、本学における情報セキュリティの状況と、大学運営における情報セキュリティのあり方について、簡単な資料を用いて短時間の報告により実施する。なお、必要に応じて、重大インシデント発生の際には臨時で実施することができる。

(雑則)

第 4 この要項に定めるもののほか、情報システムの年度講習計画に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要項は、平成24年7月17日から実施する。

国立大学法人鹿児島大学情報セキュリティ監査要項

平成24年7月17日

学長裁定

〔平成24年7月19日〕
教育研究評議会報告

(趣旨)

第1 この要項は、国立大学法人鹿児島大学情報システム運用基本規則(平成23年規則第46号。以下「運用基本規則」という。)第18条の規定に基づき、国立大学法人鹿児島大学情報システム運用基本方針(平成23年7月21日学長裁定)、実施規程及びそれに基づく手順が確実に遵守され、問題点を改善していくための情報セキュリティ監査に関して必要な事項を定める。

(監査計画の策定)

第2 情報セキュリティ監査責任者は、年度情報セキュリティ監査計画を策定し、全学総括責任者の承認を得る。

(情報セキュリティ監査の実施に関する指示)

第3 全学総括責任者は、年度情報セキュリティ監査計画に従って、情報セキュリティ監査責任者に対して、監査の実施を指示することができる。

2 全学総括責任者は、情報セキュリティの状況の変化に応じて必要と判断した場合、情報セキュリティ監査責任者に対して、年度情報セキュリティ監査計画で計画された事案以外の監査の実施を指示する。

(個別の監査業務における監査実施計画の策定)

第4 情報セキュリティ監査責任者は、年度情報セキュリティ監査計画及び情報セキュリティの状況の変化に応じた監査の実施指示に基づき、個別の監査業務ごとの監査実施計画を策定する。

(情報セキュリティ監査を実施する者の要件)

第5 情報セキュリティ監査責任者は、監査を実施する場合には、被監査部門から独立した情報セキュリティ監査を実施する者に対して、監査の実施を依頼する。

2 情報セキュリティ監査責任者は、必要に応じて、本学外の者に監査の一部を請け負わせることができる。

(情報セキュリティ監査の実施)

第6 情報セキュリティ監査を実施する者は、情報セキュリティ監査責任者の指示に基づき、監査実施計画に従って監査を実施する。

2 情報セキュリティ監査を実施する者は、監査調書を作成し、あらかじめ定められた期間保存する。

3 情報セキュリティ監査責任者は、監査調書に基づき監査報告書を作成し、全学総括責任者へ提出する。

(情報セキュリティ監査結果に対する対応)

- 第7 全学総括責任者は、監査報告書の内容を踏まえ、被監査部門の部局等総括責任者に対して、指摘事案に対する対応の実施を指示する。
- 2 全学総括責任者は、監査報告書の内容を踏まえ、監査を受けた部門以外の部門においても同種の課題及び問題点がある可能性が高く、かつ緊急に同種の課題及び問題点があることを確認する必要があると判断した場合には、他の部局の部局等総括責任者に対しても、同種の課題及び問題点の有無を確認するように指示する。
- 3 部局等総括責任者は、監査報告書に基づいて全学総括責任者から改善を指示された事案について、対応計画を作成し、報告する。
- 4 全学総括責任者は、監査の結果を踏まえ、本学情報セキュリティポリシー及び実施規程に基づく既存の手順の妥当性を評価し、必要に応じてその見直しを指示する。

(雑則)

- 第8 この要項に定めるもののほか、情報システムの監査に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要項は、平成24年7月17日から実施する。

国立大学法人鹿児島大学情報セキュリティガイドライン（利用者心得）

はじめに

鹿児島大学情報セキュリティガイドライン（以下「利用者心得」という。）は、国立大学法人鹿児島大学情報システム運用基本規則（平成23年7月21日規則第46号）第16条に基づき、特に利用者が必要な事項を抜粋して定めたものです。

この利用者心得は、国立大学法人鹿児島大学（以下「本学」という。）における全ての情報システムの利用者に適用されますので、本学の情報システム利用者は、この利用者心得を遵守しなければなりません。

具体的な手順については、別に定める実施規則を参考にしてください。

1. 定義

(1) 情報システム

情報処理及び情報ネットワークに係わるシステムで、次のものをいい、本学情報ネットワークに接続する機器を含む。

- ア 本学により、所有又は管理されているもの
- イ 本学との契約あるいは他の協定に従って提供されるもの

(2) 情報

情報には次のものを含む。

- ア 情報システム内部に記録された情報
- イ 情報システム外部の電磁的記録媒体に記録された情報
- ウ 情報システムに関係がある書面に記載された情報

(3) 情報資産

情報システム並びに情報システム内部に記録された情報、情報システム外部の電磁的記録媒体に記録された情報及び情報システムに関係がある書面に記載された情報をいう。

(4) 情報セキュリティポリシー（以下「ポリシー」という。）

本学が定める「情報システム運用基本方針」及び「情報システム運用基本規則」をいう。

(5) 実施規則

ポリシーに基づいて策定される規則、基準及び計画をいう。

(6) 手順

実施規則に基づいて策定される具体的な手順やマニュアル、ガイドラインを指す。

(7) 利用者

教職員等及び学生等で、本学情報システムを利用する許可を受けて利用するものをいう。

(8) 教職員等

本学の役員及び本学に勤務する常勤又は非常勤の教職員（派遣職員を含む）その他部局長が認めた者をいう。

(9) 学生等

学則に定める学部学生、大学院学生、研究生、研究員、研修員、研究者等その他部局長が認めた者をいう。

(10) 情報セキュリティ

情報資産の機密性、完全性及び可用性を維持することをいう。

(1 1) 電磁的記録

電子的方式、磁氣的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、コンピュータによる情報処理の用に供されるものをいう。

2. IDとパスワードの管理

利用者は、本学の情報システムのアカウント管理に際して、次の各号を遵守しなければならない。

- (1) 自己のアカウントを他の者（家族や友人も含む）に使用させ、又は他の者に開示してはならない。
- (2) 利用者は、他の者のアカウントを聞き出し、又は使用してはならない。
- (3) 特定のサービス、職位、部門単位に付与されるID及びパスワードのように複数の関係者で共用する、あるいは担当者が引き継いで使用する必要がある場合には、漏洩のないよう必要な措置を講じること。

3. 禁止事項

利用者は、本学の情報システムの利用に関して、次の各号に定める行為を行ってはならない。

- (1) 当該情報システム及び情報について定められた目的以外の利用
- (2) 守秘義務に違反する行為
- (3) 差別、名誉毀損、侮辱、ハラスメントに当たる行為
- (4) 個人情報やプライバシーを侵害する行為
- (5) 前条に該当しない不正ソフトウェアの作成、所持及び配布行為
- (6) 著作権等の財産権を侵害する行為
- (7) 通信の秘密を侵害する行為
- (8) 営業ないし商業を目的とした本学情報システムの利用
- (9) 過度な負荷等により本学の円滑な情報システムの運用を妨げる行為
- (10) 不正アクセス禁止法に反する行為又はこれに類する行為
- (11) その他法令に基づく処罰の対象となる行為

4. 電子メールの利用

利用者は、電子メールの利用に当たっては、次の各号を遵守しなければならない。

- (1) 電子メールシステムを、学習・教育・研究活動を遂行する上で必要な場合のみ使用することとし、私的目的のために使用しないこと。
- (2) ニュースグループ、メーリングリスト等（メールマガジン、Webマガジン、フリーメール）への電子メールID登録は、情報セキュリティ情報のメール配信サービスなど、学習・教育・研究活動上必要なものに限定すること。
- (3) 電子メールのパスワードを本人が意図せずに使用されることのないように安全措置を講じること。
- (4) アンチウイルスソフトウェアによる自動ウイルスチェックを実施すること。
- (5) 不審な電子メールを受信した場合には、電子メールを開かず削除すること。

- (6) 電子メールに不審なファイルが添付されていた場合には、当該ファイルを開くことなく削除すること。
- (7) 同時に多数の人へ電子メールを送信する場合、B c c (ブラインドカーボンコピー) を利用するか、あるいは各自に個別送信する等配慮すること。これは、その場合に電子メールアドレスをT o (あて先)、C c (カーボンコピー) に列記してしまうと、当該電子メールを受信した者に、他の者の電子メールアドレスが露呈することになるからである。
- (8) 要機密情報を含む添付ファイルを電子メールで送信する場合には、パスワードを用いて保護する必要性の有無を検討し、必要があると認めるときは、添付ファイルにパスワードを設定すること。また、保護に用いたパスワードについては、あらかじめ受信者と合意した文字列を用いるか、あるいは電子メールで送信せずに電話などの別手段を用いて伝達すること。
- (9) 電子メールを誤って送信した場合、相手先 (受信者) へのフォローは発信者責任で実施すること。

5. 迷惑メールの対処

- (1) 利用者は、必要以上に電子メールアドレスを公表し、又は通知しないこと。
- (2) 利用者は、送信される迷惑メールに対しては、これを無視することが望ましい。送信者へ停止要求を出した場合、その電子メールアドレスが使用されている事実を伝えてしまう結果となり、かえって迷惑メールが増加してしまう可能性もあるからである。

6. ウイルスに感染したときの対処

- (1) 利用者は、PCがウイルスに感染した場合又は感染したと疑われる場合には、更なる感染を未然に防止するため直ちに当PCをネットワークから分離すること。
- (2) ネットワークからの分離は、具体的には、ネットワークケーブル、無線LANカード、USBキー型無線LANアダプタなどを取り外す。又は無線LANアダプタがPCに内蔵されている場合には無線LAN機能を停止させること。

7. PCの管理

利用者は、PCの管理に当たっては、次の各号を遵守しなければならない。

- (1) PCのログインパスワードを設定すること。
- (2) PCを利用しない時にはPCの電源を切ること。
- (3) 離席時には、各自が利用しているPCをロックすること。また、ロックし忘れた場合に備えて、パスワード・スクリーンセーバが自動起動するように設定すること。
- (4) PCのOS、アプリケーションの脆弱性情報をはじめとする情報に留意し、ソフトウェアの不具合を迅速に修正すること。
- (5) PCにウイルス対策ソフトウェアをインストールするとともに、ウイルス対策ソフトウェアを常に最新に保っておくこと。
- (6) PCの盗難や紛失に備え、要機密データを暗号化したり、パスワードを設定したりすること。
- (7) PCを廃棄、あるいは譲渡する場合は、内部ハードディスクや不揮発性メモリに、要管理情報やその他重要な情報が残留することのないように、専用ツールを用いて完全に消去する

か、物理的に破壊すること。

8. アプリケーションの使用

利用者は、アプリケーションをインストール及び使用する場合には、以下の各号を遵守しなければならない。

- (1) 教育・研究目的及びそれらを支援する目的に合致しないアプリケーションをインストール、使用してはならない。
- (2) インストール、使用しようとするアプリケーションの利用条件に従って利用すること。
- (3) アプリケーションをインストールする前に、ウイルスチェックソフトウェア等により、ウイルスやスパイウェア等、有害ソフトウェアが含まれていないことを確認すること。
- (4) 不用意にファイル交換ソフトウェアをインストール、利用してはならない。
- (5) その他本学ネットワークの利用に係わる規則等に反するアプリケーションをインストール、利用してはならない。

9. 外部記憶メディアの利用

利用者は、CD-ROMやフロッピーディスク、USBメモリ等の外部記憶メディアを利用する場合には、以下の各号を遵守しなければならない。

- (1) 利用者のファイルを保存した外部記憶メディアを放置しないこと。
- (2) 要機密情報は暗号化して保存すること。
- (3) 放置してある、又は出所が定かでない外部記憶メディアを端末に挿入しアクセスしないこと。
- (4) 使用済みの外部記憶メディアを譲渡又は廃棄する場合には、記録されていたデータが復元されることのないように、専用ツールを用いて消去するか、メディアを物理的に破壊すること。

10. 情報の持出し

- (1) 利用者は、大学活動の遂行以外の目的で、要保護情報を学外に持ち出さないこと。
- (2) 利用者は、大学活動の遂行の目的で、要保護情報を学外に持ち出す場合には、持ち出す情報及び持出先を必要最小限にとどめること。
- (3) 利用者は、持出した情報について、持出先においても学内と同様に情報を取り扱うこと。
- (4) 利用者は、大学活動の遂行の目的で、学外での情報処理を行うために、電子計算機、外部記録媒体、書面等で要保護情報を学外に持ち出す場合には、部局長、指導教員又は上司の許可を得ること。
- (5) 利用者は、要保護情報の持出しによる学外での情報処理が終了した場合には、その許可を与えた者に対して、その旨を報告すること。ただし、許可を与えた者から報告を要しないとされた場合は、この限りでない。

11. ウェブブラウザの利用

利用者は、ウェブブラウザを利用する場合には、以下の各号を遵守しなければならない。

- (1) 研究や教育及び教育支援等、大学で活動する上で必要な範囲でウェブサイトを閲覧するも

のとし、それ以外で閲覧しないこと。営利目的でのネットワーク利用は禁止する。

- (2) 学外の掲示板、ブログ等への書き込み、ウェブメールの利用等に当たっては、情報漏えいの可能性に十分に注意すること。
- (3) 公序良俗に反する不適切な書き込みや利用を行わないこと。掲示板等への単純な書き込みであっても、内容によっては本学や本学構成員の良識が疑われる場合がある。特に、他人への誹謗中傷と誤解されるような記事やプライバシーや著作権等の侵害と疑われかねない書き込みをしてはならない。
- (4) 不正なサイトへの誘導を狙ったリンクやウィルス等の不正なソフトウェアをダウンロードさせることを目的としたリンクはインターネット上に多数存在する。有名なサイトであっても決して安全ではないので、不用意にリンクをクリックしないこと。
- (5) 有名で広く知られているサイトであっても、バナー広告等を安易にクリックしないこと。有害なサイトやウィルスダウンロードサイトがリンクされていることがある。
- (6) ウェブページ閲覧時に、見かけないセキュリティ警告表示とともにソフトウェアのダウンロードを求められてもダウンロードしないこと。ウィルスや不正なソフトウェアをインストールさせられる可能性がある。

1 2. ウェブ公開

学内よりウェブページを用いて情報発信を行う全ての者は、以下の各号を遵守しなければならない。

- (1) 他人が保有する知的財産権を侵害してはならない。特に、ウェブ公開時には著作権侵害が発生しやすいので、十分に注意すること。
- (2) 肖像権・パブリシティ権などを侵害してはならない
- (3) 人を誹謗中傷する内容のもの及び他者のプライバシーを侵害するような情報などを発信してはならない。
- (4) 研究成果や研究途中の情報を掲載する際には、公開に問題がないか十分留意すること。
- (5) 学会やシンポジウム等で協賛企業のロゴを貼るときは、事前に相手側と協議すること。
- (6) 自身の肖像写真を掲載する場合にも、顔を露出する際のリスクを十分に考慮すること。
- (7) その他、違法な情報はもちろんのこと、公序良俗に反する情報や有害情報を発信してはならない。

1 3. 罰則

この利用者心得に違反する場合は、学内のコンピュータやネットワークの利用を禁止する場合がある。さらに悪質な場合には学内規則等にのっとり処罰する場合がある。

1 4. 注意

この利用者心得は、時代の変化とともに変更する場合があるので学内からの通達によく注意しておくこと。

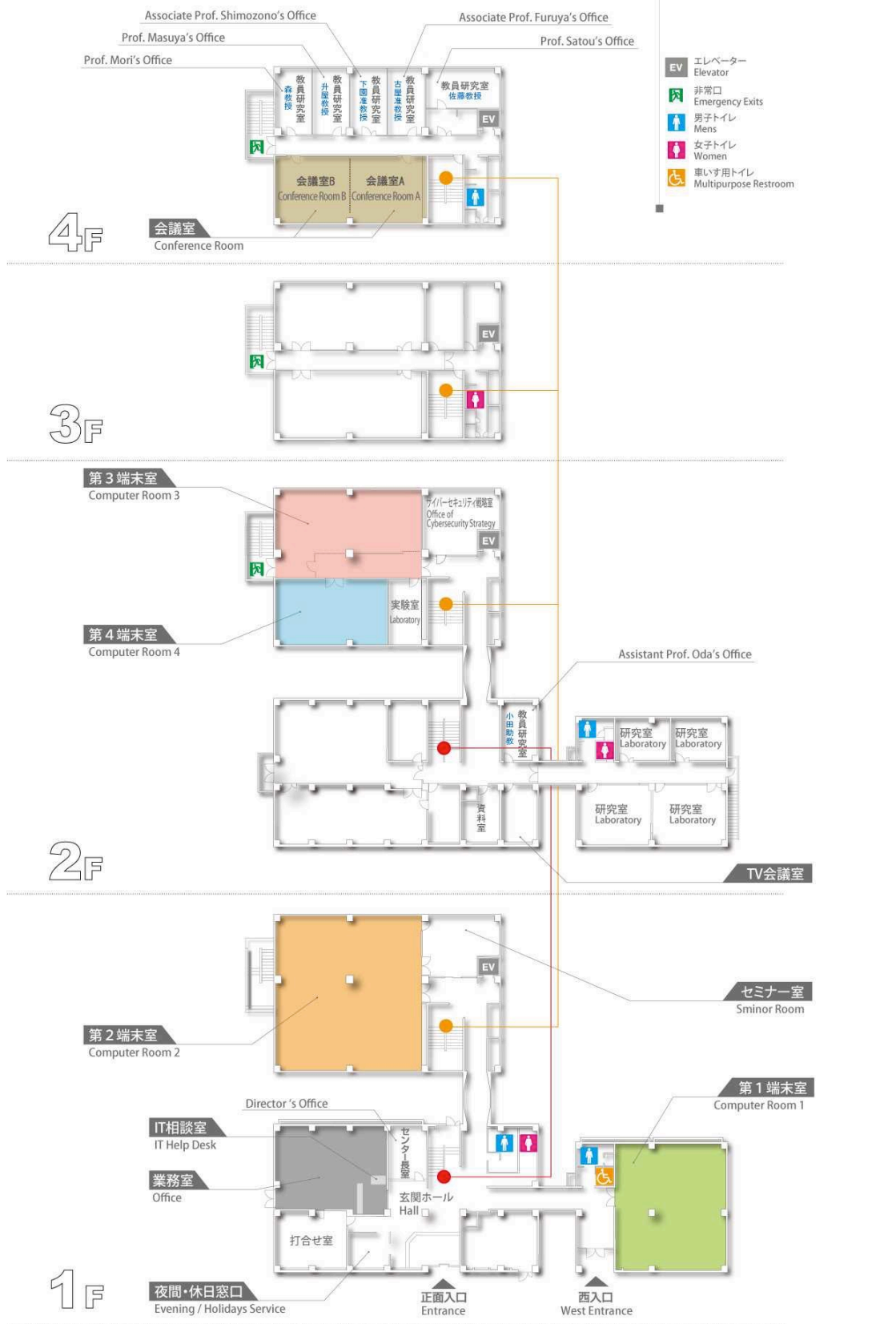
教職員名簿

平成 30 年 3 月現在

	氏名	職名	内線番号
センター長(兼務)	森 邦彦	教授	7169 (センター長室：7470)
情報メディア基盤部門	佐藤 豊彦	特任教授	7187
	小田 謙太郎	助教	8864
学術情報処理研究部門	森 邦彦	教授	7169
	古屋 保	准教授	7197
情報システム開発部門	升屋 正人	教授	7471
	下園 幸一	准教授	7477
総務部情報企画課	荒武 祐宏	課長	7132
	松崎 聖一	課長代理	7014
	高橋 至	専門員	8171
	中村 稔	専門員	8951
総務部情報企画課情報総務係	川口 寿孝	係長	7015
	朝廣 征男	専門職員	8171
	相羽 俊生	主任	7476
	園田 雅隆	非常勤職員	7473
学術情報基盤センター	牧 直美	特任専門員	8985

* 事務は総務部情報企画課情報総務係が担当しています。

施設案内図 Floor Map



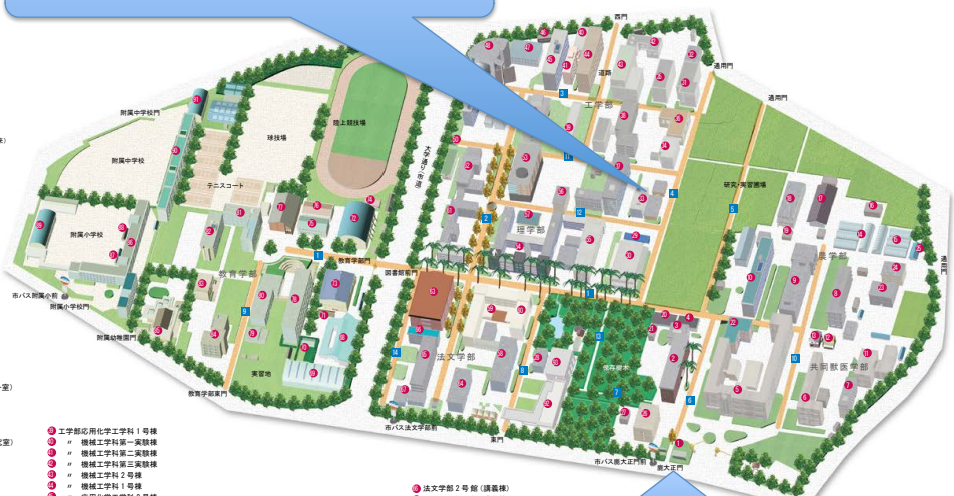
学術情報基盤センター

郡元キャンパス

- 法文学部 理工学研究科
- 教育学部 司法政策研究科
- 理学部 臨床心理学研究科
- 工学部 連合農学研究科
- 農学部
- 共同獣医学部

- 1 北高通り(水産高等学校第4回記念建物(北高科に))由来
- 2 新倉北木通り
- 3 新倉通り(新倉和夫先生名義の寄贈の建物を由来)
- 4 田園通り(田園地帯にちなんで)
- 5 みなののこ
- 6 本館前・緑方通り(現代学長 緑方様三郎氏に由来)
- 7 緑物通り
- 8 ふれあい通り
- 9 教育学部通り
- 10 玉利通り(徳島県立高等学校校長 玉利君博士に由来)
- 11 工学部通り
- 12 農学部通り
- 13 法文学部通り

- 1 インフォメーションセンター
- 2 事務局
- 3 保健管理センター
- 4 事務島庫庫、健康文化創成センター
- 5 農・獣医関連棟(管理室、講義室、学生実験室、セミナー室)
- 6 共同獣医学部研究棟(獣医学科実験研究)
- 7 研究棟A(獣医学科実験研究)
- 8 研究棟B(獣医学科実験研究)
- 9 農学部研究棟C(生物資源化学科実験研究)
- 10 研究棟D
- 11 (生物生産学、生物資源化学科、生物環境学実験研究)
- 12 農学部研究棟E(生物資源化学科、農林工学実験研究)
- 13 共同獣医学部附属動物病院
- 14 経理事務センター
- 15 情報・農学教育研究センター(北高蔵)
- 16 農学部道
- 17 農学部植物研究実験施設(温室)
- 18 (種子室)
- 19 農学部附属運動施設
- 20 附属農場研究家畜棟
- 21 附属農場研究家畜棟
- 22 附属農場研究家畜棟
- 23 附属農場研究家畜棟
- 24 附属農場研究家畜棟
- 25 附属農場研究家畜棟
- 26 附属農場研究家畜棟
- 27 附属農場研究家畜棟
- 28 附属農場研究家畜棟
- 29 附属農場研究家畜棟
- 30 附属農場研究家畜棟
- 31 附属農場研究家畜棟
- 32 附属農場研究家畜棟
- 33 附属農場研究家畜棟
- 34 附属農場研究家畜棟
- 35 附属農場研究家畜棟
- 36 附属農場研究家畜棟
- 37 附属農場研究家畜棟
- 38 附属農場研究家畜棟
- 39 附属農場研究家畜棟
- 40 附属農場研究家畜棟
- 41 附属農場研究家畜棟
- 42 附属農場研究家畜棟
- 43 附属農場研究家畜棟
- 44 附属農場研究家畜棟
- 45 附属農場研究家畜棟
- 46 附属農場研究家畜棟
- 47 附属農場研究家畜棟
- 48 附属農場研究家畜棟
- 49 附属農場研究家畜棟
- 50 附属農場研究家畜棟
- 51 附属農場研究家畜棟
- 52 附属農場研究家畜棟
- 53 附属農場研究家畜棟
- 54 附属農場研究家畜棟
- 55 附属農場研究家畜棟
- 56 附属農場研究家畜棟
- 57 附属農場研究家畜棟
- 58 附属農場研究家畜棟
- 59 附属農場研究家畜棟
- 60 附属農場研究家畜棟
- 61 附属農場研究家畜棟
- 62 附属農場研究家畜棟
- 63 附属農場研究家畜棟
- 64 附属農場研究家畜棟
- 65 附属農場研究家畜棟
- 66 附属農場研究家畜棟
- 67 附属農場研究家畜棟
- 68 附属農場研究家畜棟
- 69 附属農場研究家畜棟
- 70 附属農場研究家畜棟
- 71 附属農場研究家畜棟
- 72 附属農場研究家畜棟
- 73 附属農場研究家畜棟
- 74 附属農場研究家畜棟
- 75 附属農場研究家畜棟
- 76 附属農場研究家畜棟
- 77 附属農場研究家畜棟
- 78 附属農場研究家畜棟
- 79 附属農場研究家畜棟
- 80 附属農場研究家畜棟
- 81 附属農場研究家畜棟
- 82 附属農場研究家畜棟
- 83 附属農場研究家畜棟
- 84 附属農場研究家畜棟
- 85 附属農場研究家畜棟
- 86 附属農場研究家畜棟
- 87 附属農場研究家畜棟
- 88 附属農場研究家畜棟
- 89 附属農場研究家畜棟
- 90 附属農場研究家畜棟
- 91 附属農場研究家畜棟
- 92 附属農場研究家畜棟
- 93 附属農場研究家畜棟
- 94 附属農場研究家畜棟
- 95 附属農場研究家畜棟
- 96 附属農場研究家畜棟
- 97 附属農場研究家畜棟
- 98 附属農場研究家畜棟
- 99 附属農場研究家畜棟
- 100 附属農場研究家畜棟



郡元キャンパス正門

